

学校臨床の新展開

スクールソーシャルワーク元年

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

はじめに

日本では、1995年度より文部省(当時)「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始され、学校にスクールカウンセラー(以下SC)が導入された。当時、学校に教員以外の外部専門家が入ることは、鎖国時代の「黒船来航」にも例えられたほどであった。SC導入の背景には深刻ないじめ自殺事件や不登校の増加が大きな社会問題となったことなどがあげられる。SC活用事業終了後、2000年度からは、「スクールカウンセラー等活用補助事業」として今日まで多くの自治体、学校で事業が継続されている。「こころの専門家」であるSCの名と役割は、学校教育の場ではすっかり定着した感があるばかりではなく、臨床心理士を目指す中高生の出現や臨床心理ブームにも大きく影響した。さて、そのSC事業開始から10年たった2005年度、大阪府では国に先駆け、SCと並行して、本格的にスクールソーシャルワーカー(以下SSWr)による活動をスタートさせた。深刻な児童虐待の増加などに対して、学校で、より専門的な福祉的支援が期待されてのことである。そして、その活動は不況下、子どもの貧困問題と合わせNHKはじめテレビ、新聞等マスコミでも大きく取り上げられ、2007年度末、国(文部科学省)はついに、「スクールソーシャルワーカー活用事業」(約15億円の事業)を打ち出し、2008年4月より46都道府県でSSWrの雇用がはじまった。2008年度は、日本の「スクールソーシャルワーク元年」ともいわれている。しかし、この「スクールソーシャルワーカー活用事業」は翌2009年度からは国の「学校・家

庭・地域の連携協力推進事業」のひとつとして1/3補助事業になっている。SCの導入期、国は地方への委託事業として責任を持って5年間その導入を支えてきたことと比べると、SSWrの導入には、たった1年で、補助事業に切り替えている。この点について、文部科学省(岡本2009)は「国の委託事業から地方への補助事業に変わったことにより、今後は、事業の実施者である地方自治体がその実情に応じ、主体的に取り組むことができるようになります。このことから、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の問題行動等への対応を進めていく上で、これまで以上に、SSWrに寄せられる期待やその役割は広がって行くものと思われます。」と、肯定的に捉えている。しかし、近年、地方自治体の財政状況は極めて厳しく、2/3負担で新規事業を組み入れることは難しく、2008年度で事業を終結しているところも散見され、冗談のような話だが、失業したSSWrも少なくない。

筆者は、2009年度から配置校型SSWrとして、週1回、公立中学校へ勤務している。学校現場の今、そして導入期のSSWrの課題や可能性などについて検討していきたい。

過去最高の暴力事件

文部科学省、2008年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、国公私立小中高등학교において、児童生徒による暴力行為は、前年度に比べ約7千件増加し、約6万件という過去最高の記録的件数となったことを報告している。文部科学省初等中等

教育局児童生徒課はその背景を、「感情をコントロールできない子供が増えている。規範意識が低下してきている。コミュニケーション能力が不足している。」と分析している。ちなみに、千人あたりの学校における暴力行為発生件数上位5位は神奈川県(10.2)、奈良県(10.1)、香川県(9.9)、京都府(9.2)、兵庫県(6.2)である。その他も概ね西高東低、関西の子どもは感情コントロールができず、ルールを守らず、コミュニケーションが苦手なため、言語的なやりとりではなく手が先にでるのだろうか。暴力発生率4位の京都府教育委員会は京都新聞の取材に「学校の『荒れ』が広がったというより、一部の学校で件数が増えたと認識している。対人トラブルを暴力ではなく言葉で解決できるように、ケースに応じた教育指導を一層強める」と答えている。

教員の疲労

筆者が勤める中学校では、教員は休み時間がなく、自分の授業持ち時間以外も、エスケープや授業妨害を未然に防ぐため、廊下におり、昼食も教室か廊下で食べる。そのため、職員室にはいつも事務員しかいない。このような状況は、いわゆる「困難校」ではよくある状況で、かつて他県で勤めたSCのときにも経験したことがあるが、雨の日も風の日も、雪の日も酷暑の日も、廊下で外気を直接肌を感じながら立ち、あるいは箒やごみ拾い用のはさみを握りながら校内を回る教員の姿には、いつも感心する。9時-17時で帰れる教員などおらず、皆、何時までいるのか、毎日不夜城、遅くまで職員室の灯りはついている。世間では教員による不祥事、セクハラ教員や大麻教頭などが大きく取り上げられるが、基本的に大多数の教員は至って真面目である。それぞれの教員が自分の家庭を抱えながら、それぞれ「ワークライフバランス」を壊し、他人の子どもや家庭の支援をしている。

さて、教員は子どもについて家庭とやりとりをすることが多いが、近年、特に保護者対応の困難さを指摘する声が多い。小野田(2006)が学校管理職(校長、教頭)に対して行った調査によると、約9割の管理職が「保護者の対応が難しい」と感じている。今、学校教育現場では団塊世代の大量退職期を迎え、小中学校を中心に若手教員が増加してきているが、そのなかで、子どもたちの「問題行動」や「不応答」の増加、そして、発達障害が

疑われる児童生徒への対応、また、学校教育に対する保護者ニーズの多様化などに対して、教員はどこまで支援するのか、どのように支援するのかということが、各学校とも大きな悩みとなっている。また、無理難題な要求(小野田は「いちゃもん」と称す)とは反対に、極端に子に無関心であったり、放任するような親、あるいは社会経済格差による貧困の問題を背負った子どもたちにも教員は日々直面对峙し、疲労困憊している。

文献

- 岡本泰弘(2009)「スクールソーシャルワーカー活用事業」今後の展開について」『月刊生徒指導』5 6-9
- 文部科学省(2009)「平成20年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について
- 京都新聞 2009年12月1日付朝刊
- 小野田正利(2006)『悲鳴をあげる学校』旬報社 49-55

学校臨床の新展開

学校と児童虐待

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

虐待通告をめぐる

今回は、学校に福祉的な支援を行うスクールソーシャルワーカーが配置されるようになった(といっても各自治体により異なる)経過を述べてきました。

さて、今回は、児童虐待を発見しやすい立場にある学校という視点で、学校と児童虐待、そして学校と児童相談所との連携について少し考えてみたいと思います。

まず、2010年8月に入り報道された事件、東京都立高校1年女子が母から虐待を受けている疑いがあったにもかかわらず、学校が児童相談所に通告していなかったというものです。朝日新聞2010年8月9日付夕刊によると、担任が2010年4月に女子生徒のあざや、けがに気づき、その生徒が「酒に酔った母から暴力を受け

た」と話したため、担任は校長に報告・相談、校長は担任に「外傷を見ただけでは通報してはいけない。子どもの一方情報にすぎず、信用してはいけない」「家庭訪問をして状況を把握するように」と言ったとのこと。その後、7月に入り、再度けががあったため担任が判断し、児童相談所に通告、保護されたとのこと。この事件の後、東京都教育委員会はあらためて、各学校に対し児童虐待の疑いがある事例について、児童相談所などとの連携強化や、教職員個人でも児童相談所へ通告できる点などを校内で確認するよう通知を出しています。

児童福祉法第25条は要保護児童の発見者に対して、通告義務を規定していますが、さらに、児童虐待の防止等に関する法律第5条および第6条では、学校に対して、医療機関や、福祉機関と並んで児童虐待を発見しやす

い立場であることの自覚と児童虐待早期発見の努力義務、そして児童虐待を受けたと思われる時点での通告義務、また、守秘義務によって通告義務が妨げられないことを規定しています。つまり、早期発見、早期対応のため疑いの段階で市町村または児童相談所へ通告をするよう求めているのです。しかし、こちらも最近のニュースですが、大正大学の玉井邦夫教授らが全国の幼小中高の教員に行ったアンケート調査の結果が報道されています。2008年度中に性的虐待を疑った幼小中高教員33人のうち、約半数の教員が「確証がない」という理由から児童相談所へ通告していなかったというものです（朝日新聞 2010年8月13日付夕刊）。一方、これはTVドラマの話ですので、比較にもならないかもしれませんが、現代家族の母性や児童虐待を扱った話題作「Mother」では、児童虐待を疑い児童相談所に相談に行った小学校教員が児童相談所職員から、「わらわれも調査しますが、学校さんも何か（児童虐待の）確証を持ってきていただかないと…」というシーンが出てきます。

さて、児童虐待の通告をめぐるのは、かねてから学校と児童相談所との間では、さまざまな軋轢がありました。特に2003年大阪岸和田で不登校中学生がネグレクトにより餓死寸前で発見された事件は、学校と関係機関の連携や不登校の背景としての児童虐待が注目を浴びました。2006年文部科学省は「学校等における児童虐待防

止に向けた取組について」（玉井邦夫教授らが過去に行った調査 2002年～2003年「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」結果を含め）、学校の児童虐待防止に向けた現状課題のひとつとして、「学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向がある。これには『学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい』など、『学校ならでは』の背景があり、一概に責められるべきではない」としたうえで、学校の児童虐待対応に関する留意点のひとつとして、児童相談所との連携にふれ、「教員は、日頃から児童生徒を見ているため、その言動の変化等を通じて虐待の発見に至る感度が高く、児童相談所等関係機関に通告するが、これら児童相談所等の現状として、人材の不足等があり、軽度の虐待事例に対しては反応が鈍くなる状況がある。その結果、学校にしてみれば『児童相談所等はなかなか対応してくれない』と感じ、児童福祉関係機関にしてみれば『学校は通告してその後のケアをしてくれない』と感じるような、相互の実情に関する認識の齟齬が生じる事となってしまう。実際、連携をした場合のデメリットを聞いた場合、『価値観の相違により合意形成されにくい』等との回答があり、連携を経験した教員ほど連携のデメリットを感じている。このことから、学校と児童相談所

等関係機関とは、日頃から相互に連携をとり、お互いに顔を合わせ、顔見知りになり、相互の実情について承知していることが必要である。このような学校と関係機関との連携に関しては、約 9 割の教師がその結果について肯定的であったが、連携のほとんどは協議レベルであり、チーム形成にまで至っているのは 1 割程度に過ぎない。今後は、児童虐待の疑いがあるが、確証がない場合であっても、早期発見の観点から、学校だけで対応しようとはせず、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことが必要である。」としています。

筆者は幸いなことに、これまで、児童相談所、児童養護施設、そして学校と児童福祉、教育の現場に携わる機会がありました。

共通するのはその時々で、その機関の職員は児童家庭の幸せを考えて一生懸命仕事をしていたということです。しかし、一方で、やはり各機関の連携がうまくいかなかったことがあります。先の報告書では、学校は児童相談所と連携をするたびに不信感を募らせている状況がうかがえます。それはなぜなのか、その背景には何があるのか、援助過程のなかで、出会った子どもたちの思いや言葉をあらためて思い出しながら次回に綴ってみたいと思います。

文献

文部科学省(2006)学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」

玉井邦夫(2004)「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書

文部科学省(2010)「生徒指導提要」

学校臨床の新展開

—③学校と児童虐待Ⅱ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

対人援助学会で

11月の対人援助学会に参加して、「対人援助マガジン」の何名かの著者とお会いする機会を得ました。なかでも、同じく「学校」をフィールドとして活動されている中島弘美さんと同じグループで日々の活動や「対人援助マガジン」の活用や表現方法などについて話げできたことはとても良かったです。そこで話を聞き、やはり、できるだけエッセイ風に綴っていくほうがよいかなと、思いました。ということで、ますます拙い記述ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

芸大で

最近「それで、芸大で何をしているのですか？」と言われることが多いのです。これまで、かかわった子どもたちのなかには

「浦田さんは芸大で芸術の勉強をしている。」と真剣に思っているものもいるとか。でも、最近、本当はそれが正解なのかもしれないなと思ったりもしています。元来、絵を描くのが大の苦手。その苦手意識はいつの間にか大嫌いになり大きなコンプレックスになっていきました。それが今、縁あって芸大です。

義務教育下での教科教育では、教師の手柄や指導方法、評価方法などによって、子どものモチベーションは少なからず、変化するのではないのでしょうか。私の場合は高校に入ってようやく、学ぶ喜びを知りました。小学校や中学校では、「忘れ物の多い子」「落ち着きのない子」「乱暴な子」として問題視されていたかもしれません。美術の授業も実に苦痛でした。さて、そんな私が芸大へ来ていちばん勉強になったこと。芸大では学生制作物の評価は「合評」といって教員や学生が、その作品について、あれやこれやと語りあうわけです。そこには、自分の表現を何とか伝えようとする学生の

姿と作品を通して学生とコミュニケーションをとる教員の姿があります。心理療法のなかには古くからその中核として芸術療法、表現療法が存在するわけですが、相手が伝えることを何とか理解しようとする姿は、まさに対人援助の「見立て」のトレーニングそのものとなります。これは、表現者（学生）をクライアントとして捉えて、というわけではありません。表現者の「作品」「表現」が何を伝えようとしているかを必死に考えるようになったということです。対人援助場面ではクライアントが表出する現象面はもちろんのこと、その表出の背景を読み解く力が強く求められます。「なぜか」と必死に考えるのです。その行為と「合評」は実に似ているのです。「見立て」「アセスメント」はクライアントを「理解すること」ともいわれますが、人が人を理解することは一見簡単なようで、とてつもなく難しいものです。芸大で「なぜか」の視点のトレーニングを受けるようになって、いままで以上に、あらゆること、世の事件などについても「表現」として解釈、理解しようとする姿勢が身につけてきました。「なぜこのような表現をするのだろうか。」「この表現は何を意味するのか。」と。だからやはり勉強させてもらっているのです芸大で。（実際には、保育士養成課程の教員として「社会的養護」関連の科目を担当しています。）

がっこうのせんせい

さて、話を本題の学校に戻します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校という場に入るずいぶん前か

ら、既に学校教員のなかには、カウンセリングやファミリーソーシャルワーク的な活動をごく普通の業務として淡々とされてきた先生方が大勢おられます。日本では教育の専門家である教員が放課後もクラブ活動のコーチであり、あるときは心理カウンセラーであり、あるときはキャリアカウンセラーであり、またあるときはソーシャルワーカーでもあり、事務方もこなすのがあたりまえなのかもしれません（また、それを十分こなせるマルチ先生が大勢おられます）。しかし、近年は、「教育サービス」へのニーズの多様化により、なかには無理難題な要求をされる保護者やしつけと称した児童虐待、ネグレクト、経済的貧困、多様な家族構成など子どもと家族を取り巻く状況、そして学校や教員に対する保護者や子どもたちの意識にこれまでとは異なった大きな変化が起きてきています。そのようななかで、多忙がゆえに、あるいは対人援助のトレーニングを受けていないために先生方が子どもや保護者の現象面に振り回されることが少なくないのではと思います。このとき先生方は「困り感」や「何とかならないのか」という思いを強く持たれます。そのとき、「なぜか」や「理解しよう」の視点が失われがちになります。「なぜか」や「理解しよう」と立ちどまって考える時間やゆとりがありません。

学校に入った

臨床家たちの視点

学校に入ったスクールカウンセラーやソ

ーシャルワーカーは教育のプロの教員とはまた異なった視点で、子どもや保護者の現象面を捉えて「見立て」、「考え」ます。そして、関係機関との橋渡し役も行います。先にも述べましたが、学校にいと「今、ここでおこっていることを何とか打開したい。」と思います。たとえば、児童虐待が疑われる事例等について、学校は「この子どもは保護してもらえない」「施設にいれるべき」と初めから筋書きを通そうとします。それは対応の限界性からの発想です。施設でも同じです。もうこんな子はうちで見るのは難しいと。しかし、ことはそう簡単に動かない。そうすると、児童相談所の動きが実に歯がゆく感じる場合があります。両者の間にいと学校や施設の切羽詰まった臨場感と、児童相談所の客観的対応との温度差を感じるものが少なくありません。学校にしてみると「結局、児童相談所は何もしてくれなかった。」となるわけです。私は学校、児童相談所、施設それぞれの場で勤め機関連携の場面で感じたことは、「援助の局面において、関係機関に対する児童相談所の説明が足りない」ということです。一方、学校は、児童相談所など福祉専門機関とテーブルをひとつにし、ケース会議を行うに際して「子どもや保護者に対する見立てが十分ではない」ということです。これらの課題に、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが果たせる役割は少ないと思います。

学校臨床の新展開

—④学校と児童虐待Ⅲ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

タイガーマスク旋風

2010 年末から 2011 年にかけて、全国各地の児童相談所や児童養護施設では、伊達男「タイガーマスク」が旋風を巻き起こしました。そこで、伊達直人があらわれた 2010 年 12 月 25 日から 2011 年 1 月 25 日までの 1 ヶ月間の記事を「朝日新聞記事データベース」検索（「児童養護施設」でキーワード検索）してみると 243 件ものヒット数でした。過去数年間さかのぼり、同じ時期、同じ「児童養護施設」のキーワードで検索してみますと、毎年約 20 件前後の記事ですので、約 10 倍の扱い。マスコミの注目具合がよくわかります。243 件の「児童養護施設」記事のなかには、厚労省から発表された、児童養護施設の職員増（よくなればよいのですが・・・）の記事や、親権問題の記事などもあり、これらもタイガーマスクの活躍とともに大きなニュースとなりました。

ちなみに、元プロボクサーの坂本博之さ

んや女子プロレスラーのコマンド・ポリシヨイ選手、女子プロボクサーの風神ライカ選手などは、まさに施設出身者でありリング上での自らのファイトマネーで施設への支援を続けておられます。ほかにもさまざまなスポーツ選手や芸能人などもボランティアや寄付をされていますね。先日、休養宣言をした宇多田ヒカルさんは、NHK のインタビューのなかで「人間活動に専念したい。施設でボランティアしたい」などとも発言しています。

企業の社会貢献活動（CSR）では、児童の奨学金や自立支援などの資金援助をさまざまな会社や団体が行っています。また、「ニトリ」は 2005 年から 3 回、全国の児童養護施設へ「ランドセル」などを寄贈しています。

マンガ「タイガーマスク」ではリングとともに「ちびっこハウス」と呼ばれる「孤児院」がもうひとつの舞台ですが、今、児童養護施設には両親ともにいない、まったく身寄りのない児童は全体の 1 割もいませ

ん。また、何らかの虐待により入所している児童が増加し約6割となっています。今回のタイガーマスク旋風にかかわる、いろいろなニュースを見聞きしますと、タイガーマスクの話とともに、少なからずこのような施設の現状が取り上げられたことはよかったのではないかと思います。

教員養成課程と施設理解

私は元児童養護施設職員で、現在は保育士養成にかかわっていますが、入ってくる学生の多くは保育士といえば乳幼児だけが支援の対象であると思っていることも少なくありません。保育士は「児童福祉法」上の「児童」つまり18歳までの学童や中高生も支援の対象であり、児童養護施設などの入所型の児童福祉施設への実習にも行くこととなります。(幼保一元化による養成課程の見直しに、施設保育士の観点がどのように盛り込まれるのか、あるいは盛り込まれないのかという問題もあります。また機会があれば述べさせていただきたいと思いません。)

さて、保育士養成課程では幼児教育や社会福祉、そして児童養護施設等での実習があるわけですが、教員免許養成課程では介護等体験で福祉現場(これとて、ほぼ現場に「体験」を丸投げで、批判が多いのですが)へ行く以外には、特に施設のことやシステムについて学ぶ機会がありません。心理学やカウンセリングについて学ぶ機会は増えたかと思いますが、今後は、児童福祉の制度やソーシャルワークなどについて学

ぶことが、いっそう求められるのではないのでしょうか。

たとえば、児童養護施設には、児童相談所を通した行政処分としての措置以外に、子育て短期支援事業として、各市町村と契約して行っているショートステイやトワイライトステイなどのサービスもあります。また、児童家庭支援センター機能を付加し相談支援を行っているところもあります。これらを利用するというのも地域での子ども家庭支援の選択肢のひとつだと思います。

地域で支えるということ

これまでの拙稿のなかでも述べてきましたが、学校と関係機関との間で、同じ「子ども」や「家族」を支援していくうえで、見立て、捉える視点が、それぞれの専門職で異なったり(これは当然ですが)、その支援の方向性やゴールを共有しにくかったり、話し合いそのものがうまくいかないことが少なくありません。そのひとつは「説明」が足りないということも述べてきました。たとえば、子どもの保護の緊急性などに関して、学校側には関係機関の説明が十分ではなく「なぜ保護してくれないのか理解できない」ということになることがよくあります。

2010年末NHK「クローズアップ現代」では、いったん児童相談所で子どもを保護した後に、再び虐待される「再虐待」が増えていることに注目し、全国の児童相談所にアンケート調査を行っています。その結果、2009年1年間で8000人を越す子どもが「再虐待」にあっていると報告しています。児童相談所の一時保護だけではなく、児童養

護施設を退所（措置解除）し、子どもたちが地域へ再び帰ってくるということもめずらしくはありません。児童養護施設の平均入所期間は約5年（厚生労働省 2008年3月調査）ですが、ケースにより長短の差があります。主訴である入所理由が解消されたとしたら、児童相談所は子どもを措置する理由がなくなり措置解除となります。今日では「要保護児童対策地域協議会」で家庭復帰やその後の支援にむけた実務者での協議が行われることになっていますが、その運営は地域間格差が大きいのが現状です。また、児童養護施設退所後、子どもが元の地域に帰らずに、転居したり、児童相談所や施設と連絡が取れなくなったりするような場合もあります。家庭復帰にむけて、どのように地域で子ども家庭を支援するのか具体的な手立ての共有と実施が十分であるとはいえません。欧米ではドリフトと呼ばれる複数の里親の変更（子の養育主体の変更）が問題とされることがありますが、日本では、施設措置解除後の児童相談所の再受理、再一時保護、施設への再入所が少なくありません。その際、元いた施設とは別の施設や別の種別の施設に措置変更される場合もあります。子どもにとって、頻りに養育環境や教育環境が変わることは当人の利益になることはありません。そればかりか、そのことの原因は自分にあると自己肯定感をさらに低下させたり、社会や大人に対する不信感を増幅させます。

さて、子ども家庭支援については学校の抱え込みが指摘されますが、多くの教員は昼夜問わず、今も困難な家庭問題を含め実に懸命に支援を行っています。だからよけいに児童相談所の動きに歯がゆさを感じら

れるのも当然かと思えます。

今後は学校だけではなく、関係機関だけでなく、地域で、地域の子どもと親をどう支えるかということを考えていかないといけない時代になってきたようです。児童相談所でとりあえず保護してもらおうということから（もちろん、緊急度の高いケースはまず保護優先であるのは当然です）、親子分離、家庭復帰、そして、その先を見据えた子ども家庭支援が求められます。

「ののさん」のこと

—京都に関西初の子どもシェルター開設準備中—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学



「学校臨床の新展開」として、スクールソーシャルワークについて数回書かせていただきましたが、今回は京都で現在、開設準備中の子どもシェルターについて少し書かせていただきます。

「ののさん」って。

「ののさん」というのは京ことばで、太陽や月、神様や仏様をあらわすことばだそうです。「のんのんさん」ともいうらしいです。京都では親が子どもに「のんのんさんにお参りしいや」などとよくいうそうです。大阪生まれの私は「ののさん」や「のんのんさん」よりも「まんまんちゃん、あーん」というほうが親しみがありますが、その類のことばでしょうか。

さて、今回、突然「ののさん」を取り上げさせていただいたのは、京都に関西では初めて「子どものためのシェルター」ができるというお話をしたかったからです。そして、そのシェルターの名前がこの「ののさん」なのです。「ののさん」という名前には、子どもシェルターが子どもたちを包みこむ陽だまりのような存在であるようにと

いう思いや、子どもたちがかけがえのない命や人生を大切にしてほしいという願いが込められています。

子どもシェルターとは

さて、子どもシェルターとは一体何か？と思われる方もたくさんおられるかと思えます。日本で最初の子どものシェルター「カリヨン子どもの家」が東京に設立されたのが、2004年です。「カリヨン子どもの家」は坪井節子弁護士らが、人権相談や少年事件の付添人として出会う子どもたちから、「家に帰りたくても帰れない」「今晚安心して眠る場所がない」と訴えられたことが契機であったといわれています。坪井氏は『居場所を失った子どもを守る 子どものシェ

ルターの挑戦』(明石書店 2009 年)のなかで「弁護士が相談にのるという場面は、曲がりなりにも、相談者には寝るところ、食べる場所があって、相談が終われば帰るところがあるという前提のもとで、成り立っている。」と述べられています。そのあたり前の構造が 10 代後半の帰るべき場所を失い夜の街で犯罪に巻き込まれる危険性のある子どもたちとの出会いのなかで、この子どもたちを何とかしたいという思いに、そして、その思いがさまざまな人々からの物心両面での支援に繋がり、子どもシェルター建設にまで至ったのです。

児童養護施設などの児童福祉施設では基本的に満 18 歳になれば施設を退所しなければなりません。あるいは満 18 歳に至らずとも、高校に通わない場合は基本的に施設を退所せざるを得ない場合も少なくありません。

これまで不運の連続や挫折の繰り返しのなか自己肯定感が低く、すぐに自暴自棄になったり、あるいは人間関係の構築に課題のある子どもたちが少なくありませんから、些細なことで挫けやすい傾向にあります。そんな子どもたちは、例えば施設退所後、住み込みの仕事を抜け出し、さまざまな事情から(本人が拒否したり、施設が拒否せざるを得なかったり)元いた施設にも帰れず、ましてや家にも当然ながら帰れずといったことが生じます。親身な施設職員が自宅などで一時的に面倒をみたりということがこれまでもありましたが、自ら援助を求め、適切な支援を受けない限り、ホームレスとして路上へ出るしかありません。支援上の選択肢のなかに自立援助ホームの利用もありますが、大変数が少ないのが現状で

す。

また、非行ケースなどで保護者が身元の引き受けを拒否し行き場が見つからない子どもたちも同様です。今すぐ、保護が必要にもかかわらず、制度の間に落ち込んでしまう子どもたちがいるのです。

児童相談所では、今日帰るところがないという子どものケースや子どもを帰せないというケースも想定して一時保護機能があるわけですが、相談援助の対象は基本的には満 18 歳未満ということになっていまし、現在の一時保護所の状況というものが各地により違いはあるものの、体制自体が相当な困難を抱えていることが安部計彦編著『一時保護所の子どもと支援』(明石書店 2009 年)からもよくわかります。(東京では児童相談所とシェルターが提携を結び、一時保護委託が行いやすいように工夫がされています。)

このようななか、子どもシェルターは孤立した子どもたちの社会資源のひとつとして、衣食住を提供し、1人ひとりに担当弁護士がつき、あらゆる状況に応じて、子どもの権利を守って活動をします。

居場所を失い路上でさまよう子どもたちを待ち受けるのは、甘い言葉をかける一見やさしい大人たちです。こころ寂しい子どもたちは自分自身も気づかないうちに、いとも簡単に犯罪に巻き込まれてしまうことも少なくありません。

東京の「カリヨン子どもの家」はその後、2008 年に社会福祉法人格を取得し、自立援助ホームの運営や通所なども行っています。その後、神奈川、愛知、岡山、そして 2011 年 4 月には広島で子どもシェルターが開設

されています。京都では、長年子どもの権利擁護を訴えてこられた弁護士の安保千秋氏や子どもの貧困問題などにも取り組む吉田雄大氏が中心となり、いよいよ今秋の開設にむけて本格的に動き始めています。

私もご縁があり微力ながら関わらせていただいております。全て手作りのボランティア仕事です。たまたま私が芸大にということもあり「子どもセンターののさん」のロゴマークのデザインを梅田美代子氏（京都造形芸大教授）に、シンポジウムやリーフレットのデザインを同学生の伯田早奈恵さんをお願いしました。アートやデザインの力はすごい！とつくづく感じます。

さて、いよいよ始動する子どもシェルター。ご興味のある方は、ぜひ、6月25日（土）京都河原町五条下ル、「ひとまち交流館」で行われる「子どもセンターののさん設立記念シンポジウム」へお越しください。坪井節子先生の熱い講演が待っています。

対人援助マガジンという媒体を通じて勝手に私が少しかかわる団体の宣伝をさせていただきました。編集長に許可を取ったわけではありません。きっとお許しをいただけると勝手に思って今回は書かせていただきました。「浦田くん、ええやん書いたら、好きなこと書いたらええやん」と私のところで編集長の声が聞えてきます。

皆さま、どうぞ、京都子どもセンターののさんへのご支援をよろしく願いいたします。



子どもセンターののさん

子どもセンター ののさん 設立記念シンポジウム

日時：2011年6月25日(土)

会場：ひと・まち交流館 2階大会議室

定員：300名 参加無料・申込不要

主催：京都子どもシェルター設立準備会



子どもセンターののさん

すべての子どもたちをつつむ陽だまりに 子どもシェルターの挑戦

基調講演



「子どもたちに寄り添う～子どもシェルターの現場から～」

講師：坪井節子

弁護士・社会福祉法人カリヨン子どもシェルター理事長
早稲田大学第一文学部哲学科卒業、1980年弁護士登録。
日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事など。
『子どもたちに寄り添う』（いのちのことば社、2007年5月）ほか著書多数。

特別公演



創作新日本舞踊

特別ゲスト：佳卓

創作新日本舞踊佳卓流宗家 2歳で初舞台。
2003年MBS毎日放送ドキュメンタリー番組(映像03)『舞に狂うて～万作と佳卓～』
2006年イタリア・ジェノヴァ・グスターヴォモデナ劇場にて劇作家・泉鏡花の「山吹」という作品をモデルにした前衛作品「水鏡」を現地活動中の舞踏家・声楽家・コンテンポラリーダンサー・パーカッショニストの方々と上演。賞賛を得る。
2007年正月映画 東映『大奥』<女優・仲間由紀恵 主演>娘道成寺を踊る役者として出演。
各地で舞踊指導、公演多数。

ライブペイント アーティスト：TOMOE・U・ & smilepainter Cha-ta

学校臨床の新展開

—⑥「ひとり親」がふつう—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

スクールカウンセラー大集合

毎年、夏になると「学校臨床心理士全国研修会」が開かれ、全国からたくさんのスクールカウンセラーが集まります。基本的に皆「臨床心理士」（全国のスクールカウンセラー6140名のなかで「臨床心理士」の占める割合は約8割。この研修会は日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本心理臨床学会の3団体が「臨床心理士」を対象に行うもの）です。それが、今夏は京都で行われ、2000人近くが集まりました。日本心理臨床学会の大会などもそうですが、超巨大集団ですので、会場に至る鉄道やバスは、まるで「臨床心理士」特別号になり、大量に会場に吸い込まれていく様は、何とも異様な風景だなあと一群のなかにおいて他人のように思うこともあります。その「学校臨床心理士全国研修会」が今年で16回目を迎えました。この間、学校や子どもを取り巻いては、いじめ、不登校、学級崩壊、非行、暴力、虐待、自殺、犯罪被害、発達

障害、教員のメンタルヘルス、保護者対応、災害などさまざまな課題が絶えず社会問題としてクローズアップされてきました。そしてスクールカウンセラーはこれらの課題に「こころの専門家」として教員とともに向き合い、着々と時を重ね、すっかり学校のなかに指定席を確保した感があります。

一方、近年、「臨床心理士」が多くを占めていたスクールカウンセラーの職に「学校心理士」や「発達臨床心理士」など他の資格保持者なども参入してくるようになりました。また、2000年代後半より貧困格差の問題が注目され、この連載のテーマでもあります、あらたな展開として「福祉の専門家」が「スクールソーシャルワーカー」として入ってきました。こちらは「社会福祉士」を主として考えられるべきところですが、実際には退職教員などを中心にさまざまなキャリアの方が配置されているところもあります。また、スクールソーシャルワーカーが何をするのか、何をしているのかということも、あまりにも差があるようで

す。今後、学校現場で求められる福祉職の知識・技術・倫理について一定の基準が求められます。さて、学校のなかの心理や福祉の専門職。あと15年したら、どうなっているのでしょうか。

「ひとり親」がふつう？

あるラジオ番組で小学校1年生の娘を持つ母からの手紙を紹介していました。娘の同じクラスの約半分がひとり親家庭だそうです。そんな娘がある日「お母さん、うちの家もお母さんだけになるの？」と泣きながら帰ってきたそうです。私自身も保育所や学校でクラスの半分があるいはそれ以上にひとり親家庭がいるんですという話をときどき聞くようになりました。となると、両親がいるほうが珍しいということになったり、この手紙の子どものように感じる子がいて当然だと思います。何がふつうかは時代とともに変わってくるのが当たり前です。もちろん地域差はあるでしょう。しかし、ひとり親家庭が増加していることは事実です。2006年の厚生労働省「全国母子世帯等調査」によりますと、ひとり親家庭になった理由は、構成割合では、母子世帯で約8割(79.7%)、父子世帯で約7割(74.7%)とどちらも「離婚」が最大の原因となっています。日本では、第二次世界大戦後から1967年までは、「配偶者との死別」がひとり親家庭になる最大の原因でしたが、近年は大きく減少してきています。厚生労働省「人口動態統計」によると、わが国の2008年の離婚件数は25万1136件(千人あたりの離婚率1.99)と2002年をピークに近年はやや減少傾向にあります。

それでも依然高い水準で離婚件数が推移しています。

厚生労働省「離婚に関する統計」によると、2008年の離婚件数25万1136件のうち約6割(57%)が子どものいる夫婦の離婚となっており離婚の増加がひとり親家庭の増加に直結しています。また、離婚の増加とともに、再婚も増加しており厚生労働省「婚姻に関する統計」によると年々、夫婦初婚による組み合わせでの婚姻が次第に減少(2005年では74.7%)し、あらたに婚姻するもののなかで概ね4組に1組が夫婦のどちらかが再婚者になってきています。

したがって、離婚や再婚などはそう珍しいことではありません。しかし、ある先生がこんなことを言われていたことがあります。

「中学3年生の男児の親。入試を直前に控えた時期。どうしてこの時期に再婚するんでしょうね。今から名前も変えるって。高校へ行くのが決まってからでもいいのではないのでしょうか。子どものことを考えると胸が痛いです。親は自分のことしか考えてないのでしょうかね。」

ただでさえ、高校入試は多くの中学生にとって人生初めての受験です。当然、ストレスが高まります。この先生の言われるように、あと少し待ってあげることはできなかったのでしょうか。記念日に入籍したり式をあげたり、この日にしたいということがあったのかもしれませんが。あるいは新しい子どもができたのかもしれませんが。世間体のために、あるいは子のために婚姻をがまんして継続する時代ではありません。そし

て、よいパートナーがいれば再婚も自由に行えばよいのです。しかし、この先生同様、子どもの立場から考えてほしいなと思います。

「ひとり親」がかかえる課題

厚生労働省では、ひとり親家庭の全国調査「全国母子世帯等調査」を1998年、2003年、そして2006年行っています。ただし、2006年の全国調査では、母数の少なさから総世帯推計数が算出されていませんので2003年の全国調査をもとにみますと、母子世帯数は122万5400世帯、父子世帯数は17万3800世帯と、1998年の全国調査と比較すると、母子世帯で28.3%、父子世帯では6%の増加となっています(母子世帯数、父子世帯数は「国勢調査」「国民生活基礎調査」など調査によりその捉え方や数値が異なります)。

ひとり親の就労率(2006年の全国調査)は父親が97.5%、母親が84.5%と高くなっています。しかし、その雇用形態については、特に母親において「臨時・パート・派遣」での不安定就労が48.6%と最も高く、「常用雇用者」は43.1%となっています。このような不安定な雇用形態は収入にも影響しており、2006年の全国調査による2005年の母子世帯の平均年間収入は213万円、うち就労収入は171万円でした。同年、子どものいる一般世帯の平均年収額は718万円(「2006年度国民生活基礎調査」)、母子世帯の平均年間収入213万円はその3分の1にも届きません。なお、「臨時・パート・派遣」就労をしている母親の平均年間就労収入は113万とさらに低いのです。一方、

父子世帯の父親の雇用形態は「常勤雇用者」(72.2%)が最も多く、年間収入も421万円と母親よりも約2倍多くなっています。しかし、父子世帯は、これまで長年、「児童扶養手当」の対象外(2010年より支給開始)でした。また父子世帯間での所得格差が大きいことも特徴であり、2006年の全国調査では年間就労収入が300万円以下の父子世帯が約4割(37.2%)もいます。

ひとり親世帯が最も「困っていること」は、母子世帯(46.3%)、父子世帯(40.0%)とも「家計」が最大の課題となっています。

さて、ご承知のように、2009年政府は初めて日本の子どもの相対的貧困率を14.7%(2006年が調査対象)と公表しました。これは7人にひとりの子どもの相対的に貧困状態にあることを示しています。

しかし、そのなかでも特に祖父母と同居していない母子世帯の子どもの貧困率は66%と非常に高いことがわかりました。孤立した子育てや、貧困は家庭での生活の質の低下をもたらすだけでなく、教育機会の断念や、人生そのものにも影響し生きる希望や自己肯定感さえも奪い取ってしまいます。

さて、調査では、このように厳しい状況なのですが、世間からは今でも特に母子世帯について厳しい評価があります。はこんな声はよく耳にします。

「母子家庭って手当をもらったり、生活保護をもらったり、あんなのしてるから自立なんて永遠に無理で、次の世代もまた同じになるのよね。」

こういった声や社会的なコストを減らす

ために、国や自治体でも就労支援に力を入れた政策を進めていますが、なかなかうまくいっていません。確かに、偽装離婚やさまざまな虚偽の申請により生活保護を悪用しているケースも少なくありません。しかし、一方で、ダブルワーク、トリプルワークをして深夜に帰宅せざるを得ない親もたくさんいます。どちらの家庭にも子どもがいます。そして、どちらの子どもの育ちにも少なからず影響を与えているのです。学校の教員たちは、長年このような家庭を目の当たりにしてきました。学校では社会の縮図がいつも展開します。さて、福祉屋はどのように切り込むのでしょうか。

学校臨床の新展開

—⑦ひとり親と子育て—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

「やさしい花」を見て

前回は、『ひとり親』がふつう」と題して、ひとり親について考えましたが、今秋、NHKで放送されたドラマ「やさしい花」は、ひとり親と児童虐待について、多くの問題提起をおこなっています。

若年での妊娠・出産、結婚などは親族からの理解がなかなか得られず、若い夫婦やシングルマザーが孤立無援の状況で出産を迎えることも少なくありません。特にひとり親では、経済的問題、就労問題、子どもの保育問題などが深刻ですし、そのことを背景として虐待やネグレクトといった養護上の問題に発展することもあります。

さて、ドラマのなかの一場面。母親は不安定就労のなかネグレクト状態になっている子どもの養育をふりかえり、久しぶりに子どもの好きな料理でも作ってやろうと思うのですが、子どもから、「いらない。」と

拒否されます。母親は、「何で、あんたのために、こんなに一生懸命やってるのに…」と泣きながら、子どもを叩き訴えます。

何も見返りを求めているわけではないのに、人は人に対して一生懸命であればあるほど、思いが強ければ強いだけ、「なぜ、わかってくれないのか」という感情が湧いてきます。これは、親だけではなく、援助者も陥りやすいことではないでしょうか。

もうひとつは、児童虐待通告の問題。「疑わしきは通告すべし」と法律上は規定しているのですが、一般市民には通告することへの躊躇があります。また、果たして、通告をするだけでよいのかという葛藤も。ドラマでは、かつて児童養護施設で生活していたという娘が母にむかって「親子離れたほうがいいなんて、そんなに簡単にいわないで!」「親はいいかもしれないけど子どもは悩むのよ!」「親子は一回はなれたら、一緒になるのが難しいの!」などと感情をあらわにして訴える場面がありました。疑わしきは通告、必要に応じて専門家が親子

分離し保護、あーよかった。ということではないのです。そのことを、しっかり伝えてくれています。

ある学生はこのドラマの感想をこう語っています。

「私は、今まで虐待をする親の気持ちを全く理解することができず、反感を持っていました。でも、このドラマをみて、少し考え方が変わりました。やはり、ひとり親で子どもを育てることは大変だし、周りに、相談できる人がいなかったら、なおさら大変だと思います。虐待をするような人が何で子どもを産んだのか？と思うこともあったけど、なかには虐待したくてしているわけではなく、ほんとうは子どものことを何よりも大切に思っていて、どうしようもなくなったときに、思わず手を出してしまっている人もいることがわかりました。」

虐待をする「とんでもない人」は、実は「私」も含め、状況しだいで、誰にでもあり得ることだと感じたのでしょうか。「とんでもない人」から「子育てに困っている人」へと認識が変わった瞬間です。

地域や学校での支援

先にも少し述べましたように、特に若年の核家族やひとり親家庭では、何らかの要因により、簡単に養護上の問題に発展することがあります。親の就労時間や内容は子どもの家庭での生活に大きな影響を与えま

す。深夜の就労など親の就労形態によって、就学前の子どもは通常の「保育」が受けられないため、やむを得ず、24時間託児所などの「認可外保育施設」を利用せざるを得ないこともあります。小学校にあがると、いわゆる「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」がありますが、主に低学年が対象ですし、時間も限られています。また、「ファミリーサポートセンター事業」を活性化させている地域もありますが地域間格差が大きいのが現状です。児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設では、「子育て短期支援事業」として、「ショートステイ」や「トワイライトステイ」を各市町村と契約して行っているところもありますが乳幼児が利用の中心ですし、このシステムは児童養護施設などの充足率が低かった時代にできたものですので、いまのように充足率が高い都市部の施設などでは、「ショートステイ」や「トワイライトステイ」としての枠自体が少なくなって受け入れられない状況のところも少なくないようです。児童相談所による「一時保護」というものもありますが・・・。

さて、このような養育上の課題をかかえたケースには、社会資源を活用し、関係機関と協働した支援が必要になってきます。そこではニーズを的確に把握する力や、アセスメント、プランニングする力、関係機関と協働する力、ケースマネジメントを行う力などが求められます。面接室を超え、関係機関と協働し、状況の変化に臨機応変になおかつ科学的に見立て、手立てを考えることが求められます。このようなケースがスクールソーシャルワーカーの真骨頂が発揮される例のひとつではないでしょうか。

就学前の児童はもちろんのこと、就学後の子どもたちの放課後の問題もとても大事なことです。

既存のシステムでは立ちいかないときソーシャルワーカーは新たな社会資源を開発することも求められます。子どもの貧困が注目されるようになって以降、各地には、貧困や家庭の養育力に起因する子どもたちの学力格差や生活の質の格差を補完するための資源ができています。「遅寝、遅起、朝ごはんなし」で生活リズムが崩れ、学習習慣が定着していない子どもや、親から生活技術や生活文化の伝承がなされずにいる子どもたちが少なくないためです。

京都の幸重さんは、スクールソーシャルワーカーの傍ら NPO を運営し、地域の空き店舗を活用し、低価格で子どもたちが朝食を取れるサービスを行ったり、入浴や夕食のサービスをされています。

<http://www.kodohiro.com/>

極めて単純ですが、毎日の食事、おいしいものを楽しく食べること、安心して寝ることが、大人も子どもも明日への活力の源ではないでしょうか。そんなあたりまえのことを安心できる大人が支えるとき、子どもは本来持っている力を信じて、前に少し踏み出すことができるのだと思います。

学校臨床の新展開

—⑧今、この時代に教員であることの辛さ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

30年数年前のこと

今から30年数年前、小学生の私は、学校でいろいろといたずらや問題を起こして、あるいは忘れ物をしては、担任の先生から罰として棒でたたかれたり、げんこつで殴られたり、長時間正座をさせられたり、グラウンドを走らされたりしていました。あのころは、それが「ふつう」だったような気がします。悪いことをしたらたたかれる。親もまた、先生に「悪いことしたら、この子、殴ってやってください。」と言っていました。（当時の私は教員にとって「とても気になる子ども」であったのは間違いないだろうと思います。）さすがに、悪いことをしていないのに殴られたということはないのですが、とにかく、よく殴られた記憶があります。いまの学校ならば、これは「ふつう」では考えられないことです。「新聞沙汰」になります。

もうひとつ、体育の時間は「半ソデ、半パン、ブルマー」ということになっていました。体育の時間、先生は真剣な表情で「シャツは必ず半パン、ブルマーのなかに入れてなさい!」と激しく注意していたのを覚えています。どうして学校や先生がそこまで「半ソデ、半パン、ブルマー」にこだわっていたのか、いまだによくわからないのですが・・・。「半ソデ、半パン、ブルマー」は私が高校生になっても続いていました。しかし、1980年代の終わりころからでしょうか、「こんな校則はおかしい!」というような話をテレビのバラエティ番組で面白おかしくやっていたのを覚えています。1989年に国連で「子どもの権利条約」（日本は1994年に批准）が採択された後は、いままで以上に各地で子どもたちや保護者が「管理教育」に異論を投げかけ始めていました。一方、学校の先生たちはその圧力にまだまだ負けていませんでした。

高校生の私は、というと、いつも遅刻ギリギリに登校していたのですが、校門の前

には生徒指導担当の先生方が、毎朝、ずら一っとならび服装、頭髪、遅刻チェックをしていました。チャイムとともに門が閉められるので、みな駆け込んでいました。同じころ、同じ状況が各地の学校でもあったなか、兵庫県のある高校で、遅刻チェックの先生が勢いよく閉めた校門扉によって女子生徒が挟まれ死亡する事件（1990年7月6日 いわゆる「校門圧死事件」）が起きています。同じころ高校生だった私にはとても衝撃的だったことを覚えています。学校とはいったい何なのかと深く考え出したのはこのころからかもしれません。

前置きがずいぶん長くなりましたが、学校や教員が社会的な信頼を徐々に失いはじめていったのは、このあたりからではないでしょうか。セクハラや体罰の児童間暴力やいじめの放置などの問題も盛んに報じられるようになりました。何もこの時期、急にセクハラ教員や体罰教員が増えたのではなく、泣き寝入りをしていた生徒や保護者、何らかの状況のなかで声をあげられなかった生徒や保護者が訴えだし、それをマスコミが大きく取り上げたのです。各地で学校の校則が徐々に見直され、また、ふと気がつく、いつのまにか学校は週5日になっていました。一方で、皮肉なことに、教員はゆとりを失くし、あらゆる場面で説明責任のための書類作成や多様な保護者からの訴えに翻弄されるようになりました。また、これまで以上に、いじめ、非行、学級崩壊、発達障害や児童虐待などさまざまな事象が多く生じてくるようになりました。このようななか 1995年から臨床心理士を中心としたスクールカウンセラーが、そして2008

年からは福祉専門職を中心としたスクールソーシャルワーカーが学校現場に参入しています。（といっても、全ての学校に配属されているわけではありません。特に、スクールソーシャルワーカーについては、さまざまな採用形態があり、必ずしも福祉専門職ではないケースなどもあり、今なお、各地域で実情の大きく異なる状況が続いています。）

時代とともに親の子育てのありよう、子どもの育ちのありよう、学校教育のありよう、子ども観は確実に変化してきています。

今、この時代に親であること、今、この時代に子どもであることは、総合的に考えて結構しんどいことなのではないでしょうか。

さて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして学校で教員の傍らにいますと、教員の業務量の多さと長時間労働、生徒、保護者対応などストレスの多さに愕然とします。今、この時代に教員であることは相当しんどいのではないのでしょうか。

朝日新聞 2012年02月14日付 夕刊は、「精神的な病気により休職する学校の先生が毎年増加し続けているので、ついに文部科学省も実態調査に乗り出し、予防策を考える。」と報じています。出勤できない教員、登校できない生徒、同じ学校という場をめぐってともに葛藤しています。教員が安心して働ける場、生徒が安心して学べる場を整えていくこと（環境調整）は、福祉専門

職の仕事のひとつです。

子ども期の大切さ

さて、学校というある意味閉じられた社会のなかに、外部から来た心理専門職、福祉専門職は「黒船来航」に例えられたと以前、述べましたが、近年もっとも閉鎖的な場である、刑務所や少年刑務所にも福祉専門職である社会福祉士が配置されるようになりました。出所しても行き場のない人たち、特にそのなかでも、高齢者や障害者、あるいは障害の可能性が疑われる人など、支援がないと再び犯罪にかかわらざるを得ない状況の人たちなどを支え、関係機関につなぐ役割が期待されています。また 2009 年からは刑務所出所者で特に福祉的な支援が必要な人を地域で支える「地域生活定着支援センター」の設置も進められました。そういった新たな展開のなか、福祉専門職が包括的なアセスメントを行うことによって、しばしば浮き彫りになるのは、犯罪者のあまりにも脆弱、かつ不運な子ども期です。多くの犯罪者が子ども期に、いじめられた経験や、被虐待体験を持っています。また多くの場合、学校に通っていても、十分な学力がついておらず、あるいは知的障害の疑いがあるのに、何らかの事情によって、療育手帳を取得せず、適切な支援を受けてこなかったということが共通してあります。

誤解のないように言えば、いじめられた経験のあるものや被虐待児、知的障害者が

犯罪を起こすと言っているわけではありません。育ちのなかで重要な時期に、いじめられた経験のある人や被虐待体験を持つ人は、あるいは何らかの障害が疑われる人はさまざまな生活上の支障が生じやすいのです。このような状況でも適切な教育や福祉的支援、心理的支援を受けていれば、犯罪に結びつく可能性がぐっと減ったであろうと思われる事例は、少なくありません。再犯者の生育歴などを文献や新聞で、見聞きするたびに、子ども期の大切さを感じます。学校では、さまざまな専門職が、多角的に生徒を観察し、気づきの感度を高め、家庭を含め包括的に捉え、子ども期に丁寧なアセスメントし、環境調整を行い、適切な教育を保障すること、安心して安全な場で学び、生活することを保障することが求められます。

学校臨床の新展開

—⑨消えた子どもたちはどこへ—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

学校に来ない子どもたちの背景

不登校のなかには、さまざまなケースがあり、背景に何らかの児童虐待が疑われるケースがあることは、これまでも何度か述べさせていただきました。こういうことをいうと「不登校＝児童虐待」ととらえる方もおられるかもしれませんが、冒頭にも述べたとおり、「さまざまな理由」があります。そして、そのなかに児童虐待が疑われるケースもあるのです。なかには、児童虐待の疑いがあり、学校がそのことを保護者に指摘した結果、保護者が子どもを登校させなくなり、最終的には、子どもが死亡するという事件（2009年：大阪西淀川小4女児事件、2010年：東京江戸川小1男児事件など）もありました。そのため2010年度からは、文部科学省と厚生労働省が連携し、「要保護児童対策地域協議会」で虐待ケースとして扱われる保育所、幼稚園、小中学校、

高校に在籍する子どもたちについて、毎月1回（努力義務）、学校から福祉機関（市町村児童福祉担当部局、児童相談所）へ欠席日数の報告がなされています。筆者が相談員としてかかわる学校へも月に1回市町村から状況調査が行われています。しかし、あくまでも「要保護児童対策地域協議会」で取り扱われているケースに限られています。

文科省の調査では

今年4月に文部科学省（2011年5月1日現在の学校基本調査）は、日本国籍を持ち市町村に住民登録され学籍があるにもかかわらず、居所不明で登校しない小中学が全国に1,191人いると発表しました。このニュースは、大阪府内で所在不明になった9歳男児の件と合わせて大きく報じられ、都道府県ごとに1年以上行

方不明の小学生の数がリストアップされました(朝日新聞 2012年4月20日付 朝刊記事)。

児童福祉施設などへの入所では

かつて、筆者は児童養護施設に勤めていたとき、保護者からの委任を受け、住民票の異動についての手続きを行っていたことがあります。

家庭を離れ居住型の児童福祉施設などへ子どもが入所する際には、保護者の同意に基づく施設入所の場合には、子どものみを世帯分離し、施設のある所在地に住民票を移します。そうすることによって、子どもたちは正式に施設所在地の学校へ籍が移ります。ところが、施設入所の場合でも、何らかの理由により一時保護委託の長期化や、児童福祉法第28条(親の意に反する入所)に基づく施設入所のケースなどについては、子どもを守る観点から住民票を異動させずに施設入所の手続きを取り、その子どもが義務教育年齢の場合、児童相談所や施設側が教育委員会へ願い出て地域の学校への通学を認めてもらうことができました。

子どもたちはどこへ

家庭から児童福祉施設への入所だけではなく、DV ケースなどについて家庭から母子で民間シェルターを利用する場合や

独自に避難する場合などにもこのようなことは生じるため、今回の文科省の調査のなかにも居所不明であっても、DV などによって緊急避難的に住民票を移さずに居所を移し、新たな地で保護者が教育委員会に願い出て、その地域の学校へ通学させるケースもあるのではないかと推測します。しかし、そのようなケースばかりではなく、なかには、借金から逃れるために親子で車上生活をするケース、あるいは、宗教団体の施設内で生活し、学校へは全く来ないということもあるかもしれません。オウム真理教事件で、児童相談所が子どもたちを一時保護した様子は今も目に焼き付いて離れません。

外国籍の子どもたちは

さて、今回の調査は日本国籍をもつ子どもたちへの調査でしたが、現在、日本には日本国籍を持たない外国人の子どもたちも少なくありません。そもそも、日本国憲法は、日本国籍を有する保護者に対して、その子どもに普通教育を受けさせる義務を規定していますが、外国人に対しての義務規定はないと解釈されています。そのため、国際人権規約に基づき、告知し、それに対して希望があれば、日本国籍を持つ子どもたちに準じたサービスの提供を行っています。もとより外国人には「住民票」というものがなく、「外国人登録法」による居住地の登録を行い、当該市町村教育委員会が、その登録内容に基づき、外国人の保護者に対して就学

案内を行い、外国籍の子どもが公立の小学校や中学校等への入学を希望する場合には、市町村の教育委員会が入学すべき学校を指定し、当該学校に入学させることとなっています。

通常、「住民票」は転出、転入という手続きが必要ですが、外国人の場合は、居住する先の市町村への登録という形しかとっていません。

文部科学省では、2005 年度から 2006 年度にかけて 1 県 11 市を対象に外国籍の子どもたちの不就学についての調査を行っています。調査数以上に、深刻であると思われます。外国籍の子どもたちは、これまで、居住地の異動などの際、継続した行政サービスを受けにくい状況であり、就学に関しても転居を機に不就学になるケースが相当数に上ると考えられます。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm)

外国人も住民票を

このようなことから、今年 7 月より、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人にも「住民票」が作成されるようになります。しかし、制度ができて行政は基本的に申請主義ですので、本人の申し出がない限り各種のサービスは受けられません。筆者は、ある外国人の行政手続きのサポートのために、役所に同行した際に感じたのですが、言葉が通じない、読めない、書けない、理解できないなかでは、「ややこしいから、

もういい」という気持ちになったり、「とても疲れる」ということを痛感しました。

子どもたちの立場で

さて、日本国籍のあるなしにかかわらず、子どもたちは、いつも親の事情や社会の制度などによって、安定した環境を奪われやすい立場にあります。学校という場は、近年さまざまに批評を受けることがあります。人の成長にとってはきわめて大きな役割を果たしている場ではないでしょうか。学力をつけることはもとより、育ちあい、気づきあい、支えあう場でもあります。子どもたちの安定した環境をサポートするために、心理的なサポートとともに、福祉的なサポートがますます求められるのではないのでしょうか。

学校臨床の新展開

—⑩外国人も住民票を。しかし…—

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

不法滞在対策

ある地方都市へ出張で出た際、駅前で遊ぶ小学校1、2年くらいのきょうだいの子どもたちを目にしました。外国人風です。子どもたちだけか？ と思ってみていると、しばらくして親らしき人もあらわれました。やはり外国人のようです。平日の日中、今日は、学校はないのかな。そう思いながらも、目的地に向かって歩いて行きました。

いま、日本にはたくさんの外国人が、生活をしています。日本は長びく経済不況のなかですが、それでも世界的にみると「円」は価値があるようですので、多くの外国人が日本で就労しています。そのなかには、正規滞在期間を超え、「不法滞在」という形で、日本に居住する人もいます。そして、そのなかには子どもを持つ人々もいます。法務省の統計によると、2011年末現在における外国人登録者数は、3年連続で大幅に減少しているものの207万8,508人、また、

2012年1月1日現在、約7万人の外国人が「不法」に日本に滞在しています。さて、前回にもふれましたが、今年（2012年）の7月、外国人登録の制度が変わり、外国人に対する新しい在留管理制度がスタートしました。これにより外国人も住民基本台帳に登録され「住民票」が発行されるようになりました。これまで入国管理局が行っていた在留状況の把握と、外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた在留状況の把握をひとまとめにして、法務省が一元的に管理するようになったのです。この背景には、二元的管理による外国人人口実態の不明化、不法滞在の増加や不就学の問題などがあります。「住民票」ができるということは、住民としてのサービスの提供を受けることができるということですが、一方で「管理」されることでもあり、危惧しなければならないこともあります。

外国人も住民票を。しかし…

外国籍の子どもたちの不就学の問題はとも深刻です。これらの背景には言語や文化、教育に対する親の価値観等さまざまな課題があるかと思われませんが、長期間外国に滞在しながら、十分な教育を受けない子どもたちは、「ダブル・リミテッド」と言われるように、母語も第二言語も不完全な習得に陥ることが指摘されています。

現在、日本では外国人に対して普通教育を受けさせる義務規定はないと解釈されています。そのため、前回も述べましたが、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」を根拠に、当該市町村教育委員会が、その外国人登録に基づき、外国人の保護者に対して就学案内を行い、外国籍の子どもが公立の小学校や中学校等への入学を希望する場合には、市町村の教育委員会が入学すべき学校を指定し、当該学校に入学させるということになっています。

これまで、法務省が行う入管手続きと、各市町村が行う外国人登録が必ずしもリンクしていなかったため、その外国人の在留期間が過ぎても、各市町村は把握することが難しく、各教育委員会は不法在留者であっても、人道的立場から就学通知を出し、各種サービスを行い、学校側も、不法滞在者の児童を受け入れてきました。ところが、市町村の外国人登録制度が廃止され、法務省下の管理に一元化されることにより、不法滞在者の子どもたちは、学校教育から排除されてしまう可能性があります。国では、従来の対応（不法滞在であっても、子どもの利益を優先すること）を継続すると表明していますが、実質的に市町村は正規滞在者の把握のみしかできなくなるため、これ

まで、不法滞在者の子らを含め行っていた就学通知や各種サービスの通知を行えなくなる、あるいは行いにくくなることも事実です。

外国人の就労受け入れをめぐるっては、介護や看護の場でも、慢性的な人手不足から、インドネシアやフィリピンといった外国人の受け入れを積極的に行っています（さまざまな面で、うまくいっていませんが…）。また中小企業の工場などでは外国人の労働力が必要不可欠となっています。そのようななか外国人も、日本人同様、生活者としてのさまざまな問題に直面します。ことに学校では、今後、さまざまな形でこれまで以上に、外国籍の子どもたちやその家族の問題が表面化してくるのではないかと思われます。こういったことに、福祉的視点は欠かせません。いま、特に外国人の居住の多い地域を中心に「多文化ソーシャルワーカー」の活躍が注目されていますが、学校現場でも、外国籍の子どもたちへの支援が強く求められています。外国人の子どもとして生まれたがゆえに、地域や学校から突然、排除されるようなことは子どもの人権上許されることではありません。

スクールソーシャルワーカーの視点

スクールソーシャルワーカーの視点について、長くなりますが、文部科学省（2006）から引用させていただきます。

スクールソーシャルワークが従来の施策と異なるのは、以下の点である。第一に児童生徒との関係性である。これま

では、「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。だが、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、「問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によって図られる」と考える。スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。

第二に、問題を個人の病理としてとらえるのではなく、人から社会システム、さらには自然までも含む「環境との不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては、「個人が不適合状態に対処できるよう力量を高めるように支援する」、あるいは「環境が個人のニーズに応えることができるように調整をする」という、「個人と環境の双方に働きかける」という特徴を有する。

文部科学省（2006年）「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm

すべての子どもは、生まれる場所を自ら選ぶことができません。どのような場所で生まれ、育ったとしても、子どもが自らの力で、自己の人生を主体的に引き受けて生きていけるよう環境を整える努力を大人はしていかなければならないと思います。

学校臨床の新展開

— ⑪家庭を支える社会資源 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

いわゆる「尼崎事件」について

尼崎を中心とした、同じ容疑者と思われる殺人、遺体遺棄事件が、その残忍性ゆえとても注目されています。そして、週刊誌などのマスメディアでは、容疑者の生育歴について、「幼少期から、放任されていた」など、その不遇な家庭環境について取り上げています。どのような意図をもって報道されているのか、わかりませんが「とんでもない親のもとに育つと、あのようになる」と読み取る人たちも多いのではないのでしょうか。

すべての大人はかつての子どもです。子ども時代をいかに豊かにすごすか、まともな大人、つまり信頼するに値するような大人と出会うか否かということが、子どもにとって、その後の成長・発達や人生そのものに大きく影響を与える要素のひとつであるということは誰も疑いのないことでしょう。

その信頼するに値する大人は、親だけではありませんが、子どもと親との愛情の絆（＝愛着）は、すべての土台となります。しかし、子どもたちのなかには、不運にもその愛情の絆を得ることができずに、不適切な養育環境下で育つこともあります。

「児童福祉法」第1条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」

同第2項では、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

同法第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とし、家庭とともに社会的な子育てについても言及しています。

つまり、何らかの事情で家庭に恵まれないう、あるいは十分な養育が受けられない場合には必要に応じて、家庭に代わったり、

補ったりしながら、子どもを社会全体で育成する責任があるということです。虐待や不適切な養育下にある子どもたちを「とんでもない親のもとに育つ子」と嘆くだけでなく、その状況下にあるときに、教育の場で、あるいは地域で、社会的に包摂することが求められます。そういった支援が届かなかったり、見過ごされたりした場合、虐待や不適切な養育下にいる子どもたちが加害者や被害者として事件や事故にかかわるリスクが高まります。

家庭とともに子どもを支える

小学校就学前、家庭とともに子どもを支える児童福祉機関として、保育所があります。いまや、共働き家庭が一般化し、もはや子どもがいる家庭では、子どもを預けるところがなければ、たちまち重大な生活問題に直面することになります。

そのため、いま、少子化にもかかわらず保育所に子どもを預けたい親が増え、子どもが生まれる前から「保活（保育所探し）」をしている人もおられます。しかし、都市部を中心に、待機児童（2011年4月1日現在約2.5万人）が依然として多い現状にあります。

これらの子どもたちが小学校入学以降に利用する「放課後児童クラブ（以下、学童保育）」についても、近年ますますニーズが増加し、全国学童保育連絡協議会による2012年5月の調査では、全国の学童保育施設数は2万843か所、入所児童数は84万6919人となっています。しかし、2012年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童

数約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約29万人で、6割にとどまっていることから、保育所を卒園した子どものうちの6割弱しか学童保育に入所できていないのではないかとわれています。さらに、母親が働いている小学校低学年の子ども（末子）のうち、学童保育に入所している子どもは、まだ35%であることから、「潜在的な学童保育の待機児童」は50万人を超えているとも言われています。

祖父母との同居や、きょうだいが減り、少子化、核家族化のなか、これらの子どもたちは、放課後、家庭のなかで、ひとりで過ごさざるを得ない子どもたちです。多くの親は子どもを心配しつつ就労をしています。しかし、子どもたちのなかには、学習習慣の未定着による学力の課題、アンバランスな食生活や昼夜逆転といった健康上、生活上の問題、コミュニケーション上の課題、不登校、いじめなどさまざまな事象が生じることもあります。そのため、放課後の子どもたちを家庭とともに支える学童保育の果たす役割は非常に大きいといえます。

そのなか、民間でも学習塾などが事業内容を拡大し、放課後の子どもたちの居場所作りを積極的に推し進めるようになってきました。しかし、民間営利企業に対して、国や自治体からの補助があるわけではなく、これらの機関を利用する保護者は「塾代プラス」の利用料を支払わねばならないため、ひとり親や生活保護受給世帯など家計が潤沢ではない子どもたちは利用することができません。

学校でも家でもない、放課後のもうひとつの安心した居場所として、子どもたちが仲間とともに勉強や遊びをとおして、自分

づくり、主体形成を行うことが、学童保育の醍醐味です。学童保育の実施については、1998年の児童福祉法の改正により法定化されていますが、地域により対象年齢や実施場所、設置率の差が大きく、いくつかの小学区にまたがり、多くの児童を小さなスペースで預かなければならない地域もあります。学童保育は全国的にみると、半数以上が学校の空き教室などを使って運営されています。しかし、京都市では、留守家庭の子どもたちの問題が取り上げられだした1970年代後半から、地域の児童館で学童保育を一元化して行っています。「学校」のなかで学童保育を行うのではなく、地域の「児童館」で学童保育を行うことにより、自由来館の児童館の利点を生かし、多くの世代との交流を日常のなかで可能としています。

児童館は児童福祉法に定められる児童厚生施設であり、その目的は、「健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」とされています。したがって、職員は、「遊び」のプロですが、今日、それだけではさまざまな家庭環境の子どもたちの支援は難しく、いま、従来の「プレイワーク」とともに、あらたに「ソーシャルワーク」を担える人材が求められています。学校でもいま「福祉的視点」が重要視されていますが、学童保育の現場では、より「福祉的視点」が必要となります。子どもたちは、学校でも家でも見せない表情や表現を学童保育のなかで見せます。いや、学校でも家でもない学童保育だからこそ見せられる顔があるのかもしれませんが。

そういう意味において、大阪市で学童保育と並行して、行われてきた「子どもの家」

事業について、いわゆる「仕訳」が行われ市からの補助が大幅にカットされ、利用者負担となることについては、怒りを感じます。子どもが、信頼するに値する大人と出逢った結果は、子どもがやがて親になるころくらいに、ようやく出てくるのかもしれませんが。あるいは出ないかもしれません。人の育ちは、効果的な結果が即応的にあらわれるわけではありません。まして、対人不信、自己不信の子どもたちが、他者を、自分を受け入れ、自己肯定感を得る過程は相当な時間がかかります。

家庭、学校そして地域のなかで子どもたちは育ちます。家庭にも学校にも居場所がないけれど、ここに来たら落ち着くという場が、いま、地域に求められています。そして学校もまた、そのような機関から学んだり連携したりしていくことがますます重要になってきています。

参考HP

全国学童保育協議会 HP

<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/>

学校臨床の新展開

— ⑫子どもたち放課後 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

大阪市の高校でバスケットボール部の主将が顧問の教諭から体罰を受けた翌日に自殺した問題をめぐって、朝日新聞 2013 年 1 月 12 日付、桑田真澄さんの記事が目立ちます。社会で活躍する人のなかには、体育会系のクラブ活動や学校での生徒指導で教諭から体罰を受けた経験について、そのおかげで今の自分があると肯定したり、感謝したりする人が少なくありません。しかし、桑田さんは、自らも体罰を受けた経験があり、そのうえで体罰の不要を訴えているからです。桑田さんは、体罰を受けた子は、「何をしたら殴られないで済むだろう」という思考に陥り、それでは、子どもの自立心が育たず、自分でプレーの判断ができないといいます。家庭での児童虐待ケースでも同じことがいえます。子どもたちは「どうしたら殴られないか」と考え、そのために状況によって「ウソ」をつかざるを得ず、結果的にまた「ウソ」がばれて殴られるという悪循環スパイラルのケースがあります。

冷静に落ち着いて考えると「暴力」や「脅

し」は不適切、かつ意味がない人権侵害行為であるとわかりますが、一方で、「暴力」や「脅し」は一定の効果をもたらすことも事実です。それは、一番手っ取り早く、相手を意のままに動かすことができるからです。だから、戦争や核の脅威がいまもなお、なくなることなく続いているのでしょう。

例えばクラブ活動の場合、その結果として、「優勝」や「優秀」な結果に結びつく場合があるわけです。「よい結果」がでる以上、そこに至る方法論は変わりません。

さて、今回の事例では、まじめなキャプテンがターゲットとなったわけですが、日々の生徒指導場面などでは、落ち着かない生徒や忘れ物をしてしまう生徒、何回言ってもいうことを聞かない生徒、あるいは、わざと教師が嫌がることを言ったり、嫌がらせをしてしまう生徒が教師から叱責を受けるといったことがあります。これらの生徒を丁寧にみていくと、問題行動の背景として、発達に何らかの特性のある生徒や、虐待を受けた経験のある生徒がいます。特に

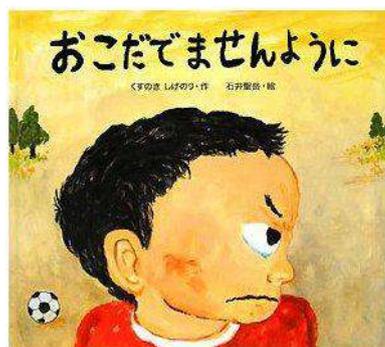
虐待を受けた経験のある子どもたちのなかには、他者との関係性の中で、意識せず状況の「再演」を行い、結果として、教師から暴力を引き出して「再被害化」してしまいがちの傾向があるといわれています。つまり、「殴られやすい子どもたち」というわけです。これに対して、大人の側がこのことを意識してかかわらなければ、殴られやすい子どもたちはずっと殴られることになります。

以前より児童養護施設などの社会的養護の場では、虐待され殴られてきた子どもたちのなかには、職員に反抗し、あるいは他児を挑発し、相手から暴力を引き出しやすい子どもや、性的虐待を受けた子どもたちのなかには、コミュニケーションとして性化行動が生じる例が報告されています。そのため社会的養護の場では、大人からの暴力を「虐待」と捉え、2008（平成20）年の児童福祉法改正により、措置された子どもたちへの「虐待」の防止や児童間暴力の放置（いじめの放置）を規定し、「被措置児童等虐待防止ガイドライン」を作成しています。

学校や社会的養護の場では、何度言ってもいうことを聞かない子どもたちや、困った子どもたちがいます。家庭でもそうかもしれませぬ。

くすのき しげのり作 絵本

『おごだでませんように』には、そんな子どもたちの思いがいっぱい詰まっています。



これまで殴られてきて、いま何らかの問題行動が生じている子どもや、その子どもを何とかしようと殴っている大人のコミュニケーションの方法を変えていくためには、トレーニングが必要になります。児童養護施設、神戸少年の町の野口啓示さんが紹介している「コモンセンス・ペアレンティング」は、日本では家庭復帰プログラムなど親向けに使われていますが、もともとは施設職員が不適切な養育を行わないためのトレーニングとして用いられてきました。

虐待を行う親やドメスティックバイオレンスを行う人、体罰を行う教師に「もう2度と暴力をふるわないか」と約束させてもあまり有効な意味がありません。教師もコミュニケーションスキルやコーチングスキルを学ぶ機会の保障が必要ではないでしょうか。

さて、報道では大きく取り上げられていませんが、いじめ事件があった天津の中学校では、「暴力」根絶にむけて生徒教諭が一丸となって取り組むなか、バレーボール部が全国大会で優勝をしています。脱暴力です。

学校臨床の新展開

— ⑬教育と福祉 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

教育と福祉の用語をめぐる

いま、国は、少子化問題、労働力問題、待機児童問題などに対応するため、幼稚園の機能と保育所の機能を合わせて提供する「認定こども園」を増やす方向で進めるとともに、保育サービス供給システムの一元化に取り組んでいます。そして、そのなかで「保育士」と「幼稚園教諭」の資格、免許統合についても検討を続けています。しかし、元来、「保育士」と「幼稚園教諭」は、目的や対象とする年齢が大きく異なります。文部科学省が所管する「幼稚園教諭」は「学校教育法」を根拠に満3歳から小学校就学前の子どもたちの教育を、厚生労働省が所管する「保育士」は「児童福祉法」を根拠に、支援の対象は0歳から満18歳（＝「児童」）までです。そのため、保育士は保育所だけでなく居住型の児童福祉施設などにも多く就労しています。「保育士」と「幼稚園教諭」の資格、免許統合に際して、就学前保育教育のみが注目されるなか、「施設保育士」といわれるこれらの保育士が今後ど

うなるのか、どのように養成していくのか大きな課題があります。

さて、スクールソーシャルワーカーとして、教育の場に入って、教員のみなさんとともに仕事をするなかで、用語の使用や概念の相違がいくつかあります。上にも述べましたが、児童とは、「児童福祉法」では、満18歳に満たない者をいいますが、「学校教育法」では「学齢児童」は小学生のことを指します。また、「要保護」や「養護」などについても、学校教育の場では「要保護」あるいは「要保護世帯」は「生活保護」や「生活保護世帯」のことを指し、「養護」とは「養護教諭」や「養護学級」「養護学校」の概念のなかで語られます。児童福祉では「要保護」あるいは「要保護児童」とは、保護者のない子どもや何らかの事情により保護者が子どもを適切に監護できないために保護が必要な子どものことをいい、被虐待児童のほか、障害児や非行を行った子どもたちのなかで家庭での養育を受けるのが難しい子どもも含まれます。また「施設養護」として使われる場合、狭義には児童養

護施設などのように家庭代替的機能を持つ児童福祉施設を指します。

教育と福祉、学校教員とスクールソーシャルワーカーは視点や用語の使用についての相違もありますが、力を合わせて、子どもや家庭を支援しています。

スクールソーシャルワークの視点

2008年4月より国の主導により、全国でスクールソーシャルワーカーの活用が実施されました。2008年度は、日本のスクールソーシャルワーク元年ともいわれています。この連載でも、そういった文脈のなかで、子どもたちの生活問題、養護問題に焦点をあてて、述べてきました。しかし、学校における子どもたちの生活問題、養護問題は、学校という制度が始まったときから存在する問題でもあり、教員は学習面だけではなく、地域のなかに入り、子どもや家庭の貧困問題、生活問題に取り組んできた歴史があります。

瀧澤（2010）は「学区制をとった戦前の日本の小学校には、貧富の差をはじめ、さまざまな個性や生活上の課題をもった子どもが入学してきた。戦前の多くの公立小学校の教師たちは、子どもが教室で学ぶ行為を指導すること（学習指導）と同時に、あるいはその準備として、多様な生活課題をもつ子どもたちの生活史をひと通り理解し、その子の実情に即しながら、学習と生活の共同化（みんなで学習し、学校での生活を一緒に行うことができる）を図る必要を痛感するようになった。」と述べ、「貧民小学校」を運営し、子どもにあった学習方法の

開発や子どもだけではなく家庭の経済的支援として就学上の援助を行った坂本龍之輔を紹介しています。

第二次世界大戦後の教育のなかでも大崎（2012）が示すように、高知県などでの「福祉教員」の取り組みや、京都市教育委員会の「生徒福祉課」での組織的な実践活動があります。とくに京都市の取り組みは、子どもや家庭の問題をケースワークの手法で科学的に理解、支援しようという視点でありソーシャルワークの営みそのものであるといえます。スクールソーシャルワーカーとして学校現場に入っていると、子どもたちが安心して学べる環境をどう作っていくかという視点で真剣に取り組んでおられる教員の姿に胸が熱くなることがよくあります。

こういった実践を踏まえつつ、鈴木（2010）は、学校は子どもや家庭の情報をさらに有効に整理し、具体的な実践計画につなげるには幾つかの工夫が必要であるといえます。とくに、ケース会議のなかで「子どもの生育歴や将来にわたる生活や発達に関する視野の共有、その子どもや家族の生き方、生涯にわたる視野の中で現在や過去の状況などの全体把握が必要である。」と述べています。ソーシャルワークには展開過程があり、情報を把握し、「病理モデル」ではなく「生活モデル」として総合的、包括的に子どもと家庭をアセスメントし、プランを立て実行に移します。そして必要に応じて再アセスメントや再プランニングを行い、ケースマネジメントを継続して行っていきます。そのうえで、何よりも、事象の背景への理解が求められます。「問題」と捉えるだけではなく、「問題」をおかさざる

を得なかった「状況」に焦点をあて理解を深めます。

さて、国会では、現在「子どもの貧困対策法」の制定に向けて、各党の法案を調整中です。貧しさによる教育格差や貧困の連鎖がさらに固定化してきています。いまこそ、子どもの声を、子どもたちがおかれた状況を訴えていきたいと思います。

瀧澤利行「貧困問題と生活指導思想」『生活指導辞典』、エイデル研究所、2010年

大崎広行「日本のスクールソーシャルワーク① スクールソーシャルワーク前史」『よくわかるスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、2012年

鈴木庸裕「支援チームと当事者参加」『生活指導辞典』、エイデル研究所、2010年

学校臨床の新展開

— ⑭夏休み —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

夏休みに入ったある暑い暑い日の朝、京都駅前に大勢の小学生たちが集まっています。前に立つ大人が、「そしたらみんな、お父さんやお母さんになんて言うんだっかな？」と問うています。すると、みんなが「行ってきまーす」と声をそろえて応えています。どこかの子ども会か何かと思いきや、大人たちのTシャツの後ろには大手の塾の文字が。夏といえば夏期講習。いや、しかし、みんなはどこか楽しそう。そうです、最近の塾は勉強だけではなく、こういう自然体験合宿などもやるとは聞いていましたが、あまりにも大勢の子どもたちにびっくり。帰宅後、大手塾のホームページを見てみますと、こんなことが。

「一流の大学を卒業したからといって、社会で活躍できることにはならない。ただ進学すれば良い、もう、そんな時代ではなくなっているのです。」

そうそう、親が一番身に染みてわかっているでしょうと思いながら、ホームページを見てみますと、子どもたちに向けてさまざまな仕事を紹介したキャリア教育のページや保護者向けのペアレンティングまであります。さらに、安全対策もバッチリ対応していることを強調し、「お客様相談室」まで設けてフリーダイヤルで対応されています。少子化のなかで生き残りをかけた戦いだけに、各塾ともいっそう教育理念が問わ

れ、サービスの価値が問われるのでしょうか。最近では、勉強だけではなく学童保育的な機能を持たせた塾も出ています。親のニーズに合わせて、企業が先読みした親ニーズがあらたな親のニーズを生んだりしています。いま教育産業は、このように子どもに関するあらゆるサービスをパッケージにして販売するわけですが、これらのサービスはどの子もすべて享受できるわけではありません。貧しい生活のなかで、親が子どもを塾に行かすことが難しい家庭の子どもたちは、さらに、さまざまな機会を失うのではないかと思います。

夏休み、テレビでは次年度の新入学生用のランドセルのCMが流れています。昔のように赤と白というだけではなく、色もバリエーションが増えているようです。早いなど思っていると、知人が、もう大分前からやっていますよと。CMや販売は年々、早くなって今ではゴールデンウィーク明けくらいからやっているようです。私にはランドセルを見ると思い出すことがあります。児童養護施設に勤めていたときのSちゃん（新1年生）のことです。Sちゃんには、親がいますがランドセルを買ってあげることができませんでした。Sちゃんにとっては、つらい現実でした。そのため、施設が量販店から寄贈を受けたランドセルを職員から受け取り使っていました。（なお、東日本大震災が起きる前まで、日本中でいわゆるタイガーマスク現象が起きていたというのは記憶に新しいかと思いますが、それ以前から、施設へのランドセル寄贈は行われていました。）

そんなSちゃんが、集団登校の列の中で、前にいた同じ新小1年生の近隣の友達のランドセルを傷つけたというのです。帰ってきたSちゃんに「どうしたのかな」と聞くと大きな瞳に大粒の涙をためて、いつまでもいつまでも泣いていました。Sちゃんの友達のランドセルは大きな傷がついてしまったため、私は同等品を求めて購入し、Sちゃんと一緒に先方宅を訪れ、謝罪と弁償をしました。帰路、Sちゃんは泣きながら、お母さんにランドセルを買ってほしかったこと少しずつ訴えました。友達のランドセルはブランドのランドセル。Sちゃんのは、量販店の安価なランドセル。見た目にも歴然。でもそのことよりも、ランドセルを買ってあげたくても買ってあげられなかったお母さんの気持ちや、ランドセルを買ってほしくても買ってもらえなかった子どもの思いを大切に取扱わなかったことで、Sちゃんがほかの子どものランドセルを傷つけてしまったのだと思わないではいられませんでした。

夏休み、親子で楽しく過ごすことができる人々の傍らで、多くの児童養護施設では年々、家庭への一時帰省がかなわない子どもたちが増えているといわれています。Sちゃんもまた家庭への帰省がなかなか実現できずに、夏休みを施設で過ごすことが多かったのです。

さて、この夏休み、京都の花火大会で痛ましい事故がおきました。犠牲となられた

方々のなかに 10 歳の子どももいます。ご家族や、関係者そして何よりもご本人の思いを考えると胸が痛くなります。

「夏休み」、「花火」というと私には忘れることのできない記憶があります。何年生だったでしょうか、小学校低学年のある夏の夜、花火大会の花火を見に行こうと母とふたりで出かけた際、家の近くのクリーニング店から猛烈な炎があがっていました。私と母は火災の第一発見者だったのです。近隣に消防車を呼んでもらうよう知らせましたが、なかなか消防車がこないなか、火のむこうから「助けてー」「あつい」と泣き叫ぶ声が聞こえました。どうすることもできなかつた思い、どれだけ熱かつたんだろうと思うと、とてもつらかつたのです。この体験が対人援助専門職の端くれであるいまの私の源のひとつかもしれません。

今回は、「夏休み」というテーマで思いつくままに書いてみました。

「学校の先生は夏休みがあつてよろしいなー」という人は今でもいるかもしれませんが、私がスクールソーシャルワーカーとしてかかわる中学校の先生方は全く休みがない夏休みを過ごしておられます。補習、クラブ活動、生徒指導、研修…。授業がなくても心が休まらない日々です。この国の教師たちは、働きすぎではないでしょうか。先生方の傍らにいてそう感じない日はありません。

学校臨床の新展開

— ⑮ ケースの発見 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

小学5年の女兒。勉強はよくでき、将来は保育士になりたいといっています。

○ある学校での一場面

学校事務：「そういえば、あその家庭、諸費の滞納があるけれど・・・」

担任：「そうですか、個人懇談などもお父さんが出てしっかりとやっておられますので、またお父さんに伝えておきます。」

学年主任：「お母さんは？」

担任：「体調が悪いみたいです。寝ておられるとか。」

学年主任：「本人は元気？」

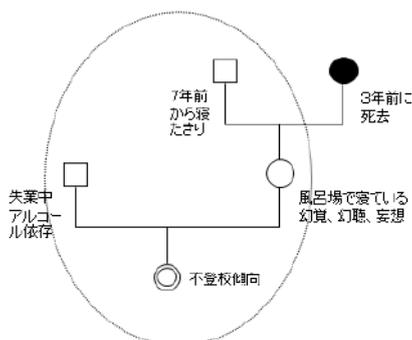
担任：「ときどき学校を休むことがあるんですが、部活の大会でもいい成績を残していますし、勉強もよくできますね。」

しかし、念のためと担任が個人懇談の時間をとりました。そこで、何と何日も前から家の電気やガスが止まっていることがわかってきました。夜はどうしているのか。とても心配になりましたが、若い担任の先生は、どこに相談したらよいかわからない状態でした。担任の先生が学年主任の先生に相談すると、「そういえば先日、虐待の研修を受けたけど、それはネグレクトやね。児童相談所へ通告しないといけないね。」と言いました。校長とも相談し、学年主任が児童相談所へ連絡をしました。すると、電

話を受けた児童相談所の職員から、「市役所へ連絡しましたか？」と言われました。「虐待の通告は児童相談所では？」と問うと、「まずは、市のヨウタイキョウ」に連絡してくださいと言われたそうです。「なんか最

近、児童相談所がつめたくなりましたね。昔はもっと聞いてくれたのに・・・。」

実はこの家庭、本児の父が失業してから経済状況が厳しいことは、祖父の訪問介護を行っているヘルパーが知っており、生活保護の案内をすでに何度もしていたようです。しかし、父は「他人の世話にはなりたくない」と援助を拒んでいたのです。その後、経済状況がさらに悪化し、父はようやく生活保護の申請を行ったようです。生活保護のワーカーが家庭訪問で見た光景は、散らかった室内に、胃ろうを行っている祖父の栄養補給剤と父が飲んだビールの空き缶が散乱している状況です。その奥に寝たきりの祖父。ワーカーが父から話を聞くと母は風呂場で寝ていることがわかりました。激しい幻聴や幻覚があり自宅のなかでもトイレの次に狭い風呂場に布団を敷き寝込んでいたのです。ということは風呂場が風呂場としての機能を失い寝室となっている、つまり家族は風呂に入れないということです。小学5年の女兒が何日も風呂に入れない状況にワーカーは愕然とします。



生活保護のワーカーが父から聞き取ったり、家庭訪問をしたりして得た情報によると、7年前に祖父が脳梗塞をおこし要介護に。3年前に祖母が死去。それまでは、母も家事や介護をしていたのですが、祖母の死去を機に調子が悪くなったとのこと。幻聴、幻覚、妄想がありますが医療は受けていません。父は先ごろ失業し生活に困窮。アルコール依存の状況になったのです。

小学5年の女兒。この環境で、勉強をよく頑張っています。落ち着きがなかったり、問題行動があつたりしたら、学校ももっと早くに何らかの異変に気づくかことができたかもしれませんが、いわゆる「普通の子ども」はなかなか学校では目立たないのですね。また、教師が家庭訪問をしてもなかなか家のなかの状況まではわからないこともあります。勉強やクラブは頑張っているけれども不登校傾向だった本児。大人でも子どもでも今日一日を頑張り、明日また一日頑張る力の源は家庭にあります。しかし、この家庭では残念ながらその役割を果たすことが難しい状況です。では、だれが悪いのでしょうか。アルコール依存になっている父が悪いのでしょうか。しかし、なんとなく、アルコールに依存せざるを得ない父の気持ちも理解できなくはありません。ただ、やはり小学5年の子どもが生活してゆく環境としてはよくないですね。親子関係が逆転してしまっていますね。

山科醍醐子どものひろば ビジュアルノベル「貧困を背負って生きる子どもたち仁の物語」のなかには、厳しい家庭状況の中で不登校に陥る子どもたちの叫びが代弁

されています。

「学校に行っていないんやない」
「学校に行ってる場合じゃないんや」

不登校事例のなかには、さまざまな背景のケースがあります。

さて、本事例にもどりますと、このような状況では「何とか施設に入れる方法はありませんか。このままあそこの家にいたらおかしくなりますよ」という学校の先生の声が聞こえてきそうです。

先生のお気持ちもわかりますが、しかし、親子分離の視点だけで考えるのは危険ですね。子どもたちは親と分離されない権利も持っています。現行の日本の児童保護システムでは家庭での生活が困難な子どもは、家庭や地域から離れ、そのほとんどが施設への入所となっていますが、住み慣れた地を離れ、転校せざるを得ない子どもたちは辛い思いをします。それを超えてでも子どもの権利侵害が生じているのかどうか、家庭での生活が難しいのか、アセスメントを行っていかねばなりません。

児童虐待など児童相談の第一義的な窓口が市町村へ移行してからあと少しで10年が経とうとしています。児童相談所では措置にかかわるような困難な事例を多く抱えるとともに、市町村のバックアップが中心になってきましたので、学校から児童相談所へ相談したときに、上述のような話もちらほら聞かれるようになりました。児童相談所がつめたくなっただけではなく相談システムが変わってきたのです。(しかし、児童相談所は通告先でもあり、通告は受けなけ

ればなりません。)

学校だけでは閉じられた家庭のケースの発見にいたらないこと。学校だけでは対応できないこと。学校がしなければならぬこと。してはいけないこと。そこには教育の視点に加えソーシャルワークやカウンセリングの視点、知識、技法、倫理が求められます。

この事例はNHK「ハートネットTV シリーズ貧困拡大社会(3)生活保護世帯の子どもたち」のなかで放映されていた事例をもとに一部筆者が脚色したフィクションです。

参考)

山科醍醐こどものひろば

<http://www.kodohiro.com/modules/org1/index.php?id=14%22%22>

学校臨床の新展開

— ⑩誰のニーズか —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

子どものニーズをみつめて

昨年末、『子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ～つばさ園のジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく支援～』

(ミネルヴァ書房、2013年)が発刊されました。これは、京都の児童養護施設つばさ園の前園長である大江ひろみ氏、現園長の石塚かおる氏、そして長年、つばさ園のケースカンファレンスにかかわっておられるソーシャルワーク研究者の山辺朗子氏がまとめられたものです。

現在、私は、大学での対人援助専門職養成のほか、スクールソーシャルワーカーとして自身も現場に出向くこともあります。このマガジンでは「学校臨床の新展開」などと大げさなタイトルをつけるものの、日々どうすれば教育と福祉の連携や協働がうまくいくのか模索している段階です。そのよ

うななか、この本は、「あらたて聞くけど君はどっちをむいて仕事をしているの？」と自問自答する契機を私に与えてくれたような気がします。つまり、子どものニーズをしっかりと見つめているかと。

つばさ園の実践から学ぶこと

つばさ園の実践の特徴は、本書で山辺氏が記すように、「子どもの主体的権利の擁護と民主主義を基盤とした生活支援、話し合いの重視、暴力否定」です。大江ひろみ前園長が施設長となった1984年当時、つばさ園では暴力がはびこっており、安心して子どもたちが生活できる環境ではなかったといいます。日々繰り返される児童間のいじめ、リンチ。これに加え職員からの激しい体罰もあったようです。しかし、つばさ園は大江ひろみらの尽力に

より、次第に暴力的な状況から脱し変革しようとする動がおき、現在では完全に暴力を拒否する体制へと移行しています。子どもも職員も暴力は禁止。職員は子どもたちの思いを丁寧に聞く。困ったことがあったら話し合いをすること。大江ひろみ氏は、そのプロセスを「職員が何かを自分のためにしてくれるということ、子どもは『何かをしたい』という気持ちが出てきます。このような経験を重ねることで、暴力を使わない気持ちの収め方ができるようになっていったと思います。」と語っています。子どものニーズに焦点をあてる実践の原点がここにあるのだと思います。暴れる子どもと日々向き合い「暴力はアカン」でも「あなたは大切や」と語り、職員には「子どもを責めたらアカン」というメッセージを出し続けられました。

また、つばさ園では、どの施設も入所を断るような支援が難しいと思われる子どもや、中卒、高校中退した子どもも可能な限り受け入れておられます。まさに「最後の砦」ですが、そこには「どんな子も引き受ける」という大江ひろみ氏の信念があります。

石塚氏は、無断外泊を繰り返し、いつ帰ってくるかわからない子どもに不安をかかえながらも信じ待ち続け、毎日毎日布団を干し続けるしかなかったといいます。しかし、そんな実践があったからこそ、子どもは安心基地のようにつばさ園に帰ってくるができるのだと思います。子どもたち

の思いを丁寧に聞き、そのあるがままを受け容れること、信じて待つこと、語ること、そして子どもたちの置かれた状況や背景を丁寧に理解し、共感することを生活全般のなかで展開しています。



日本は欧米と比べ長年、施設におけるケアが社会的養護の中心を担っています。しかし、多くの施設ではそのケアの根拠となる理論や方法が十分に蓄積されておらず、残念ながら現在も勘と経験のみに基づいたケアが行われていることが少なくありません。そして、依然として「暴力」が深刻な問題であり続けています。また、18歳までという期間限定の入所は猶予なく子どもたちに「自立」を迫り、職員も焦ります。困難な子どもたちを引き受け、ケアや自立支援を行うには社会的養護専門職としての基盤と専門性が不可欠です。そこで、つばさ園ではジェネラリスト・ソーシャルワークを理論的、方法論的基盤に据え、支援を展開しています。子どもたちを「問題児」としてとらえるネガティブな視点ではなく、このような状況の中におかれていたがために、このような「問題」を出さざるを得ない子どもであると解し、ストレングスに焦点をあて支援をデザインしているのです。支援者のニーズを最優先するのではなく、丁寧にかつ総合的にアセスメントをすることにより子どものニーズを明確化し支援の方向性を明らかにしています。

つばさ園での実践は学校現場での子ども理解に応用すべき点が多いと感じます。学校教員は勉強を、施設職員は生活と自立支援を主として担うわけですが、第一に大人側のニーズを子どもに押し付けるのではなく、困難な子どもであればあるほど子どもの

おかれた状況やこれまでの育ちを踏まえ、現にこの子どもが必要としていることは何かを把握していくことが求められます。

配置型スクールソーシャルワーカーが配置される学校は主としていわゆる「指導」困難校です。しかし、教員の指導が困難であるという大人の側の難しさの前に、困難な背景を生きる子どもたちの困難さにこそ共感し、ニーズをみつめる支援が求められるのだと思います。さまざまな問題行動を呈する子どもが学校や施設の間では日常的に見られます。「子どもを責めたらアカン」大江ひろみ氏の声が聞こえてきます。

学校臨床の新展開

— ⑰妖怪と子どもたち —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

ゲラゲラポー

「大学って休み多いからいいね。」と言われることがあります。最近の大学というのは、祝日もやっていますし、うちのような保育士養成校では休暇中は集中講義や実習もあり、休む間もない学生は大変だなと思います。そんななか、保育所や児童館への実習訪問に行きますと、聞こえてくるのが「ゲラゲラポー」の大合唱です。子どもたちが口々に歌っています。耳について離れません。そうです。あの大流行の「妖怪ウォッチ」です。子どもたちに大流行しているわけですが、実際に見てみますと、大人が見ても楽しめるのです。「いま何かはまっているものはありますか？」などと聞かれると、つい「妖怪ウォッチ」と答えてしまいます。

「ひとつ目小僧」や「からかさお化け」などといった古典的な妖怪に加え現代社会の病理性や若者の特徴などもつかみ非常におもしろいキャラがたくさん登場します。そのなかでも特におもしろいキャラをいくつか紹介します。

グレルりん

真面目な未成年に憑りつき、グレさせてしまうというもので、憑りつかれた子どもはヤンキーすわりをし、唾をはき、メンチを切りだすのです。ある意味、いまどき極めて珍しい典型的な「ヤンキー」ですが、解説者の「ウィスパー（妖怪執事）」は、「この世の不良の98%はグレルりんの仕業」「未成年におこりがちな妖怪不祥事案件のひとつで青春の過ち」「突然悪い人間になったかのように振舞うものの大人になってからふりかえるととても恥ずかしい案件」しかし、「人が一度踏み外した道はそう簡単には戻れないのです」と語ります。

ヒキコウモリ

この「ヒキコウモリ」は、現代社会において急激に力を増している赤丸急上昇の妖怪ということで憑りつかれた「ジバニャン（ネコの地縛霊）」は、居室にこもり「ほっといてニャン」「そっとしてほしいニャン」と戸を閉め施錠して出てこなくなります。「ヒキコウモリ」はコウモリの妖怪です

ので、夜も明るい現代社会のなかで、ひきこまれる居場所がないために、誰かに憑依せざるを得ないという設定になっています。

その他にも

その他にも、人格、行動に影響を与える妖怪として、人の思考をネガティブにする「ネガティブーン」、場の雰囲気をもんより暗くする「ドンヨリーヌ」、いいところまで行きながら肝心な場面でいつもうまくいかない状況に追い込む「トホホギス」、その場しのぎで「ゴメン」と謝るが反省はしない「一旦ゴメン」、あらゆることを認めない「認MEN」、のらりくらりと言い訳ばかりをする「のらりくらり」などがいます。状況を悪くし、人格が悪化するものばかりではなく、非常に素直な性格の「砂夫（すなお）」などという妖怪もありますが、基本的には、妖怪による憑依によって本来、人が持つよい行動やよい人格が一時的に変容し、よくない状況に追い込まれるという性善説に立ったストーリー展開です。かつて日本では精神の病は蛇やキツネ、獣などが憑りついたと言われ、除霊の対象でしたが、「妖怪ウォッチ」のなかでは、人に幻を見させる妖怪を「まぼ老子」と名付けるなど、まさに現代の精神科治療や心理臨床でいう「外在化」そのものと思われる手法もあり、とても面白く勉強になります。

子どもの貧困と SSWR1万人計画

さて、話を学校臨床に戻しますと、社会的には引き続き、子どもの貧困がクローズアップされていますが、先ごろ、政府は子どもの貧困対策大綱案を出し、そのなかで5年後の目標として、スクールソーシャルワーカーを現在の1500人から1万人に増員させることなどを示しました。貧困問題、生活問題の改善には、学校だけでは対応困難であり、ソーシャルワーカーの必要性がはっきりとしてきたということではないでしょうか。

全国統一テストによる都道府県別学力ランキングが示されていますが、家庭が経済的に不安定であったり、家庭内に暴力やアルコールの問題があったり、保護者が病気であったり、外国籍であったりさまざまな家庭での生活上の課題を抱える子どもたちは、落ち着いて学べる環境にありません。

学業不振、不登校や被虐待、いじめ、その他、子どもたちの問題行動といわれることの背景には、「1匹の妖怪」ではなく、さまざまな「複数の要因」が複雑に絡み合って存在します。しかし、複数の専門職が教員とともに丁寧に子どもと家庭のおかれた状況を分析し、環境を整えることによって、子どもたちが本来持っている力が発揮できるのではないかと思います。スクールソーシャルワーカーの増員には、子ども家庭分野を担える「社会福祉士」の養成、人材確保が課題になりますが、学校に「生活」の視点を持った「福祉」の専門職が入ることに期待が持てます。

<http://www.youkai-watch.jp/>

学校臨床の新展開

— ⑱ 早期発見早期介入 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

通告システムをめぐる

「ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪」これは、今年の「児童虐待防止推進月間（11月）」標語（最優秀作品）です。児童虐待の通告はためらわず「疑い」の段階で行うべし。児童虐待を発見しやすい立場にいる人たちはもちろんのこと、すべての人々が児童虐待についての意識を向上させ、児童虐待の疑いがあれば通告してくださいと訴えるキャンペーンです。

さて、通告その後の行政機関の対応に関して、2014年11月3日付 朝日新聞 読者の「声」には次のような投稿がありました。

〈Aさんの投稿〉

役所の障害福祉課から、私の職場に「お子さんの虐待の件で」という電話がありました。驚きましたが、私も障害者虐待防止センターの支援機関で働いているので、養護者による虐待を疑った連絡だと察しがつきました。

後日、高校3年になる息子と夫と一緒に役

所に出向きました。担当者の説明では「子どもの顔の傷が虐待によるのではないか」という第三者の通報があったそうです。息子が通う定時制高校に役所の職員が赴き、本人の了解のもとで身体検査を行った結果、「重篤な傷がある」と判断したということでした。

確かに、息子の顔には目立つかさぶたがあります。皮膚炎によるものです。受診もしています。自閉症で知的障害がある息子は、強いこだわりから、治りかけの傷を爪でほじってしまい、化膿（かのう）を繰り返しています。

私は普段は相談を受ける立場です。しかしながら、疑惑の当事者となった私は、事情を説明しながら一連の行政のやり方に恐怖と怒りを覚えました。匿名の通報者が拒めば、当事者は通報の詳細すら教えてもらえません。会話が難しい息子は、どれだけ理解して検査に応じたのかと思うと涙が出ます。

私たち家族は、息子を大切に育ててきたと自負しております。それでも虐待を疑われた、この悔しくて情けない気持ちを、どうすればいいのでしょうか。

「疑わしきは通報」というなら、疑いが晴れたあとの家族の心の傷を、きちんと癒やすような支援体制づくりも考えてほしいと思う

のです。

児童福祉法第 25 条や児童虐待の防止等に関する法律第 6 条によって通告は「疑い」の段階で行うこととされています。そして、国はその（通告）行為を広く国民に求めています。ということは、一方で、子どもを育てる親はこの方のように、いつ「疑惑の当事者」になるかもしれないということでもあります。以前、子育てを行うある母親から、「子どもが泣くと虐待をしていると思われるのではないかと、シャッターを閉め外に泣き声が聞こえないように子育てをしているという話を聞いたことがあります。子どもは泣くのが仕事です。

今日、児童虐待の疑いのなかでも、いわゆる「泣き声通報」が増えています。4 年前、大阪であった 2 児餓死事件では、何度も児童相談所に「泣き声通報」があったにもかかわらず、子どもたちの所在を特定することができず救出できませんでした。このようなことも通告件数の増加に影響しているものと思われます。そして児童相談所も、通告を受けたあとの安全確認調査。いわゆる「48 時間ルール」に奔走しています。日本の児童福祉司は欧米から見るとクレイジーだと言われるくらいのケース数を持っているなか、丁寧なソーシャルワークをしようにもできない状況があります。この 11 月 3 日付、読者の記事に対しては、数日後、2 名の方からのコメントが掲載されました。

〈Bさんの投稿〉

お子さんの自傷の傷を虐待ではと疑われた（3日）とのこと、残念に思います。疑われた人へのケアが大切だという点も、その通りだと思います。しかし、行政が通報を受け入れず、あるいは無関心になって動かなくなったら、どうなるのでしょうか。—中略—

通報したら白い目でみられるだろう、あるいは、通報しても取り扱ってもらえないという社会では困るはずで、虐待の疑いで通報され不愉快に思うのは理解しますし、もちろん、そういう時には声をあげるべきです。しかし、行政が通報の取り扱いを自粛するようなことはあってはならないと考えます。（以下略）

〈Cさんの投稿〉

「虐待疑われた心の傷は癒えない」（3日）を読み、投稿者のお気持ちがよくわかります。お子様は自閉症があるとのこと。最近では子供の虐待が増え、放置して悲惨な事故が生じています。だから、行政側の緊迫した動きも大切なことだと理解できます。

それでも、事情をよく知らずに虐待と決めつけて職場に電話をするのは、いかがなものかと思います。尋ねるにしても尋ね方があります。親御さんの話をよく聞いた後で、虐待か、そうでないかを判断しても遅くはありません。

ものの言い方一つで、相手の心は傷つきます。困難を抱える子をもつ親に対しては、屈辱感を与えるような言い方に気を付けてほしいです。（以下略）

虐待防止に関わるお仕事をされ、かつ障がいのある子どもの養育をされておられるAさんの体験を読んで、多くの方が共感されるでしょう。そして一方で、Bさんのいう行政の役割、義務の遂行も当然のことです。そして、最後のCさんが指摘される方法や対人援助職としての態度、姿勢、倫理についてもその通りです。

児童虐待の通告件数は年々うなぎ上りであがっています。一方、児童相談所や市町村などで対応する職員数、そしてなによりも介入を含めた支援方法、内容にも課題があります。Aさんの事例はそれを象徴するかのようなエピソードだと言えます。

話を学校に移しますと、近年は以前よりも学校現場から、たくさんの児童虐待通告がなされるようになりました。児童虐待の疑いがあれば通告するようにと通知や研修をとおして何度も注意喚起されているからです。しかし、通告後、児童相談所や市町村の体制上の課題があるために、初動が遅れたり、適切な対応、また十分な説明がなかったりということがしばしばみられます。なかには、「こんなことだったら通告しなければよかった。」と教員の声も聞かれます。そのようなケースの多くが「なぜそう対応するのか」について十分な説明が行政機関からいたためです。個々の職員が丁寧に仕事をしようと思っても体制が整わないために支援方法や内容が雑にな

ってしまうというようなことはあってはなりません。行政機関の職員の多くは実に真面目な方々です。学校の先生もそうです。早期発見、早期通告、虐待か虐待でないか、それを判断することだけが仕事ではないはずで、こころや関係性を扱う仕事です。行政機関や学校はどちらも子どもや家庭の幸せのために仕事をしているということをお忘れないように協働したいものです。

近年、自治体によっては、児童虐待通告の後の安全確認をNPO団体に委託しているところもみられるようになってきました。今後、ますます増えるであろう通告にどう対応するか行政の課題は大きいですが、住民一人ひとりが「通告型社会」のなか、どう地域を再構築していくのかを考えなければならぬ契機でもあります。

ワーキングプアが

プアを支援する社会

前回も述べましたが、貧困格差が広がっているなか、子どもの貧困対策として、学校をプラットフォームにして子どもや家庭を支援していこうと「スクールソーシャルワーカー」に大きな期待が寄せられています。心の問題だけではなく、福祉的な視点から子どもやその家庭に支援が向けられるということは、よかったのではないでしょう

か。

しかし、実際の「スクールソーシャルワーカー」の雇用には大きな課題が2つあります。ひとつは実際の「スクールソーシャルワーカー」のサービス基準の問題です。通常、それを担保するのは「資格」ということですが、児童福祉分野をフィールドとする「社会福祉士」が少ないこともあり、他の心理や教育など隣接臨床領域から応援を求めないといけません。一定のサービスを保障できる人的な基準の問題は、利用者へのサービス内容に直結するとともに、「スクールソーシャルワーク」活動そのものへの誤解を生じる恐れがあります。

もうひとつは待遇の問題です。2014年7月27日付 朝日新聞には以下のような記事が掲載されました。

関西地方の独身の女性市職員（29）は、市内の小中学校数十校を1人で担当するスクールソーシャルワーカーだ。学校でいじめられたり、学習や生活に困難を抱えたりしている子どもたちに対処する大事な仕事だが、身分は非常勤職員だ。

大学で社会福祉士の資格と高校教員の免許を取った。卒業後は中学校で臨時職員として勤務。発達障害や不登校の子どもの支援をもっと専門的にしたいと大学院で修士号を取り、採用されたのが今の職だった。

週5日、午前9時前から午後5時すぎまでの勤務で手取りは月17万円。夜8時までの残業や学校の宿泊行事の付きそいは無給扱いだ。

1DKのアパートの家賃5万円などの生活

費に加え、学生時代の奨学金の返済、友人の結婚式のお祝いを出すにはお金が足りず、夜に居酒屋でアルバイトをしている。

週2回、時給800円。これで月3万~4万円手取りを増やし、なんとか帳尻を合わせている。「貧困って私のことですよ」と自嘲気味に話す。「大事な仕事だと思って勉強し、就職した。でも実家暮らしか、結婚している人しか続けられないと分かった」

私もかつて大学院を出た直後、行政機関の非常勤職員として月に12万ほどで仕事をしたことがあります。援助者として一人前でもない自分が諸先輩から学べる環境自体に感謝できましたが、生活賃金ではありませんでした。今様に言えば「プア充」でしょうか。

スクールソーシャルワーカーの配置については、現行のスクールカウンセラーと比較すると大幅に安い時給であったり、月給制をとっていても生活賃金でなかったりと援助者自身の生活問題があります。生活問題を抱える方々への支援を生活問題を抱える自らが行う。「上みて暮らすな下みて暮らせ」と言わんばかりの待遇ではなく、安心して働ける待遇、環境を考えていかなければなりません。

学校臨床の新展開

— ⑱ ネット社会と子どもたち —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

動画サイトで簡単に情報を得る

インターネットで簡単に世界の情勢を知ることができる時代になり、子どもたちもスマホやパソコンから世界と繋がっています。イスラム国が投稿したとされる後藤健二さん殺害の動画も世界を駆け巡りました。当然、子どもたちのなかにもその映像を目にしたものもいるでしょう。学校の授業で、教材として使用し、不適切だったと報道に取り上げられた先生もいました。あのあと、ある子どものための施設を訪れたとき、小学生らが「イスラム国ごっこ」のようなことをしている場面に遭遇しました。いつの時代も子どもたちは、大人からみたらやめ

てと思うようなことでも遊びのなかで「再演」します。恐ろしい出来事がある社会だけど、何とか適応していくすべのひとつでしょうか。一方、一定の分別のつく、中高生や社会人らも「イスラム国ごっこ」をして、動画を投稿しています。どう考えたらよいのでしょうか。

ネットにアクセスしなくても、新聞やニュースから後藤さん殺害の情報は広く伝わりましたので、子どもたちの多くはこの事件を知っています。それにしても子どもたちは、この身の毛もよだつ事件をどんなふうにとらえているのだろうかと気になります。そんなことを考えている間にも、国内で、本当に残念な刺殺事件がいくつか生じました。

川崎市中 1 殺害事件

なかでも神奈川県川崎市の中学 1 年生が殺害された事件は衝撃的でした。報道によりますと、本件では当該生徒が登校しなくなってからも担任の先生は、何度も家庭訪問を行ったり、電話連絡をしていたようですが、本人に接触することはできなかったようです。

本件をふまえ、文部科学省は、平成 27 年 2 月 27 日～3 月 9 日に緊急調査を全国の小中高等学校等で実施し、「7 日間以上連続で学校側が連絡を取れず、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの」が 232 人、「学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの」が 168 名。合わせて全国に 400 名の児童・生徒が生命又は身体に被害の恐れがあると発表し、4 月までに状況報告を求めています。

不登校については、さまざまな類型がありますが、非行児童の周辺にいる子どもたちの不登校は、いままでは「怠学」と捉えられていた場合も多かったのではないのでしょうか。あくまでも一般論として述べますが、小中学校では、授業妨害などいわゆる問題行動のある児童・生徒については、建前はともかく、登校しない方が学校運営として平穏が保たれることから、不登校

状態になった場合、積極的に登校を促すということが十分にされてこなかったケースや、そもそも連絡をしても、まったくつながらないケースが多くみられました。なかには学校外の警察や家庭裁判所、児童相談所だけではなく反社会的集団と直接渡り歩き、児童・生徒を見つけ出し、向き合っておられる「金八先生」のようなスタイルの先生とお出会いすることもありましたが、このスタイルをすべての先生に求めることは不可能ですし、非常に危険です。

スクールソーシャルワーカーは？

すでにスクールソーシャルワーカーが配置されている学校では本件のようなケースについては、まず、当該生徒やその周辺についての情報を少しでも多く入手し、その情報に基づいて丁寧にアセスメントを行っています。その結果として、背景に深刻なネグレクトや虐待が生じているケース、非行集団のいわゆる「パシリ」をさせられているケースなど外部機関と連絡、調整、協働して支援を行っていかなければならないケースも少なくありません。しかし、スクールソーシャルワーカーが配置されているから安心などということはありません。本件を通じて、全国にいるスクールソーシャルワーカーが当該校の児童・生徒で同じような状況にある子どもたちを

思い浮かべ、「ぞっと」したのではないのでしょうか。個々のケースについての状況の変化をどうつかみ、変化に応じた支援をどう組み立てデザインするか、校内体制だけではなく、関係機関との協働などミクロからマクロまで幅広い支援が求められます。

スクールソーシャルワーカーは学校への直接「配置」だけではなく、教育委員会所属で要請があったときに該当校へ派遣される「派遣型」というスタイルもあります。本件では市に派遣型のスクールソーシャルワーカーがいましたが、要請がなかったと言われています。ここに大きな課題のひとつがあります。先生方の多くは真面目に一生懸命という方であるがゆえに、「問題」を抱えてしまいがちになります。そんな先生とともに困難な「問題」をひとつひとつ整理して、優先順位をつけて解決に向かって取り組んでいくのがスクールソーシャルワーカーの役割です。しかし、スクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラー同様、「魔法の杖」は持ち合わせておりません。本件や貧困問題など、いま学校での子どもたちをとりまく複雑な問題が注目され、これまで以上にスクールソーシャルワーカーが脚光を浴びていますが、過剰な期待や誤解が生じることは避けてほしいと思います。そのためにも学校現場や一人ひとりの先生に、「スクールソーシャルワーク」、「スクールソーシャルワーカー」についての正しい理解が求められます。

ネット社会のなかで

話をインターネットの世界に戻しますと、本件においても加害者、被害者とも本人だけではなく家族についての情報も「拡散」されています。ネット上で「私刑」なるものも横行しています。そして、それを子どもたちが目にしています。あふれる情報のなかで、子どもたちは、何を思っているのでしょうか。便利になったものと引き換えに失ってしまったものは何なののでしょうか。自分自身もあふれる情報を見ながら、考えています。

文部科学省「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」結果について（2015年3月13日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/03/1355902.htm

学校臨床の新展開

— ⑳スクールソーシャルワーカーが足りない —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

石を投げれば

法曹家養成の専門職大学院である法科大学院は年々受験生が減り、淘汰が進んでいるようです。今では、珍しくなくなりましたが、大学別の司法試験合格者数ランキングもよくできましたね。「アメリカでは、石を投げれば弁護士かカウンセラーにあたるって言うんだわ」とアメリカ帰りの人に聞いたことがあります。日本ではまだまだ、石を投げても弁護士あたる感はありませんが、ずいぶん増えた気はしますね。2014年3月末時点での、弁護士数は35,045人です。この10年で1万人以上増えています。「ワーキングプア弁護士」の出現など、「大学院は出たけれど、司法試験には受かった

けれど・・・」、という生活困窮の弁護士もちらほら聞きます。一方、心理カウンセラーを代表する資格として臨床心理士は、2014年時点で、29,690人です。こちらもまた、この10年で1万人以上増え、弁護士と相似形の伸び率となっています。こちらの方は、長年にわたり現在進行形で「国家資格化」大キャンペーン中ですが、何度となく国会の解散とともに見事に泡と消え去っています。いったい、どうなることやら。

スクールカウンセラー導入20年

さて、今年は学校現場にスクールカウンセラーが導入されて20年の節目

です。「黒船」にたとえられたスクールカウンセラーの導入でしたが、いまや事件が報道されるたびに、「緊急で心のケアを行うスクールカウンセラーの派遣が行われる予定」というのがセットで報道されるようになりました。学校には必要不可欠と認識されるようになってきたようです。スクールカウンセラーの任用要件は、当初、臨床心理士のほぼ独占状態でしたが、最近では学校心理士や臨床発達心理士といった他の学会認定資格者等についても任用する自治体も増えてきています。

足りない

スクールソーシャルワーカー

一方、こころの問題だけではなく、困難な社会構造的な貧困問題や被虐待環境下による育ち等を背景とした非行問題、複数の課題を有する家族など支援が難しい多様なケースが顕在化するなかで、近年、ますます福祉的な支援を行うスクールソーシャルワーカーへの期待が高まっており、2014年には国によって2019年までにスクールソーシャルワーカーを1万人に増やす目標も掲げられました。スクールソーシャルワーカーの任用要件はこれまで文部科学省は「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」のなかで、「社会福祉士や精神保健福祉

士が望ましい」としていましたが、実際には臨床心理士や元教員など多岐に渡っていました。そこで、2014年度末に日本社会福祉士会と日本精神保健福祉協会は文部科学省あてに連名で、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの任用要件を社会福祉士や精神保健福祉士とすること、スクールソーシャルワーカーの常勤採用化の推進などについての要望書を出しています。これは、同年秋に同会が文部科学省あてに出した「子どもの貧困対策を総合的に推進するための要望」の再確認事項でもありました。文部科学省では、これらを受け、2015年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」を一部改正し「スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと。」としています。ただ、これでは人材不足となるためただし書きもあります。「ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者」ということです。しかし、原則＝福祉専門職となったことにより、今春、各地ではスクールソーシャルワーカーの人材確保が難しくなったようです。なかには大卒即スクールソーシャルワーカーになった方や高齢者福祉現場等異分野からの学校現場への参入なども当然ながらあり、「こんな若い人に・・・」「福祉専門職と言っても・・・学校の

ことは素人」という学校側の声も聞かれ、いま、ひとり職場で苦境にいるスクールソーシャルワーカーも少なくはない模様。スーパービジョン体制の確立を強く望みます。

「社会福祉士」という資格

「社会福祉士」の資格に対して「あの資格しんどい思いをして取ったのに何にも意味がないのですよ。」という人に最近、複数出会いました。2015年に実施された第37回社会福祉士国家試験の合格率は27%。他の国家試験と比べると低い合格率。受験資格にはさまざまなパターンがありますが、一番多いのは福祉系の大学生の受験者です。同じ国家資格でも保育士や介護福祉士（すでに国家試験化は予定）と違い、卒業するだけでは即資格取得とはいかない社会福祉士は、国家試験も受験せねばなりません。そこで各大学ではいろいろと受験対策をしていますが・・・。厚生労働省では、合格率

の大学別ランキングを示しており、ここでは合格率100%から0%までが明かされています。福祉系大学では学生が国家試験を突破するだけのモチベーションと学力を育むことについて、大学間格差がかなり大きいのだろくなあと思います。福祉系学部のなかの半分かうける大学は多い方で、全体の3分の1、4分の1、5分の1くらいしか受けない学校も多いのです。合格率が極めて低い福祉系大学の淘汰も法科大学院同様すすんでくるのでしょうか。社会福祉士が夢ある資格になるためには、社会的価値ある資格になるためには、社会にその「専門性」が認知されなければということになるのでしょうか。そういう意味ではスクールソーシャルワーカーに期待。

しかし、時給でいうとスクールソーシャルワーカーの相場は3000～3500円。スクールカウンセラーの時給は5000円前後。「高い」ようですが、実際には交通費込々であったり、休暇中は無給であったり、年間契約であったり、ほとんどが不安定職場です。それに「なんでワーカーのほうが時給安いのか？」

学校臨床の新展開

— ②① 此処じゃない何処かへ I —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

助けてください

信号待ちをしていると、助手席側のドアが急にあいて、女性が乗ってこられました。物騒ですから、鍵はかけておかないといけませんね。「とにかく、まっすぐ行ってください」と、その女性は言いました。タクシーではないのですが、信号も変わりそうだったので、とりあえず少し走り出しました。女性と言っても年配の女性。おばあちゃんです。「追いかけています、早く行ってください」と言われます。確かに、ミラーには、ジ

ャージを着た若い男性が困った顔をして必死に追いかけてきています。どこかの施設から出て来られたのかな？と思い車を降りて、その男性と話しました。やはり男性は施設職員で、おばあちゃんは認知症の方のようでした。少し、おばあちゃんのお話を聞きながら、職員の方にバトンタッチしました。再びハンドルを握りながら、ふと、おばあちゃんはどこへ行きたかったのかなと思いました。夜の街を走っていると、やはりときどき、高齢の方が、手押し車を押しながら歩いておられることがあります。また施設などでも居室を抜けてふらふらと歩く方もお

られます。それは「徘徊」と言われますが、皆さん、どこへ行きたいのでしょうか。「此処じゃない何処かへ」中島みゆきの歌にそんな歌詞がありました。「此処じゃない何処かへ」。

夏休みのできごと

大変残念な話題を取り上げざるを得ませんが、ご承知のように、この夏休み大阪の中学1年生の男女が殺害されました。同世代の子を持つ親や学校関係者ばかりではなく、社会的にもこの事件に対する関心が高まっています。ネット上では、逮捕された容疑者だけではなく、被害者の親へのバッシングも相当に行われています。「夜中に子どもが家を出ていってもほったらかしにしている」、「どうしようもない親だからこのような事件が起きた」「親の責任だ」と。

私が児童養護施設などで子どもたちと関わって一番感じたことは、他者からどのように見られる親だとしても、子どもたちはその親のことを大切な存在だと思っているということです。ですから、ひどい殺され方をし、さらに自身の親の悪口まで言われたら彼らは辛いだろうと思います。

さて、夏休みも終わり、学校が始まっていますが、彼らの友人や学校関係者は心のケアはもちろんのこと、家庭、学校、地域、社会で子どもたちを取り巻く状況の変化と子どもへの向き合い方について考えていく契機です。

「家出」

さて、「家出」をするということは、その反対の自室に「ひきこもる」と同様に、何らかのメッセージ性のある行動です。被害者の親を批判する意味はまったくありませんが、実際的には何らかの理由で彼らにとって「家」が安心できる場として感じられなかったのかもしれませんが。中学1年生の彼らは、その安らぎを求めて彷徨っていたのでしょうか。「此処じゃない何処かへ」残念ながら、地域のなかにも彼らにとって安らげる場所はなかったようです。そして、あまりにも無防備な徘徊でした。

野生動物の親は生死をかけて子どもたちに自分たちのテリトリーや身の守り方、生き方を教えます。人間社会のコンビニエンスな世界では、夜の何が危険なのか親も子も感覚が鈍ります。また、親子がスマホなどで繋がっているという安心感もあるのかもしれません。実際、「家出」をしても、メールやSNSでは繋がっていたり、自身の状況をブログなどで発信し続ける子どもたちもいます。従来のもっとも連絡が取れないという状況ではなくなってきています。そのため、これまで非行傾向のあった子どもたちだけではなく、一見「フツーの子ども」も夜間に家を出たり、無断外泊するということが出てきているのではないかといわれます。

背景に

児童虐待がうかがわれる家出

家出の背景には、さまざまな理由があるかと思いますが、児童虐待が疑われる家出について、2013年に改訂された厚生労働省「児童虐待対応の手引き」では、児童相談所と警察との連携の在り方について以下のような記載があります。

「(略) 小・中学生で公園等に寝泊まりしたり、『家に帰りたくない』などと言いつつ頻りに家出を繰り返す子どもがいる。この年齢の子どもが家出する場合には、夜間に1人で放置されている、身体的虐待を受けている、家庭内でDVが起きているなど、子どもにとって不適切な家庭環境であることも考えられる。児童相談所は迷子や家出で警察から要保護児童の通告を受けた場合には、警察から状況を十分に聴き取り、一時保護した後に保護者が判明した場合でも、虐待の疑いを念頭に置いて調査する必要がある。」

「(略) 迷子や家出等の事例であって、通告を受けて調査した結果、直ちに一時保護等の必要がない場合においても、このような状況が継続する場合には、深刻な虐待に発展することも考えられる。こうした事例については、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を活用するなどして警察との情報共有を図り、警察が子どもを発見、保護した場合には通告してもらうよう、事前に警察に伝えておくことも必要である。」とある。

くり返しますが、今回の事件の背景に虐待があると言っているのではありません。あくまでも一般的な家出の背景についてのひとつの理由です。

さて、児童福祉法第25条では、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない旨を規定しています。家出や深夜はいかひをする子どもは、「要保護児童」です。保護されるべき児童なのです。国民全員に課せられた義務として。

学校臨床の新展開

— ②② 此処じゃない何処かへⅡ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

何しに来るんだろうか。学校へ。

教員「おい、いまごろ何しに来たんだ。」

生徒「・・・(無視)」

教員「そんなに勉強するのが嫌だったら、
学校来なかったらいいじゃないか。」

生徒「うっさい、ハゲ。」

教員「何しに来たの。」

生徒「きもいんじゃ。」

教員「帰りなさい。」

生徒「しばくぞ。」

昼前にやってくる中学生。ふらっとやっ

てきて教室で友人の顔を見て、連れ立って
校外へ出ていく。こんな光景をいろんな学
校で何回ともなく目にしました。

彼らは既存の学校システムの中では排除
される者たちです。集団で勉強をする場
には、それにあつたふさわしい姿勢、態度が
求められますが、彼らはそもそものところ
からなっていないと排除されるのです。心
ある多くの教員は彼らの背景を一定理解し
共感的にかかわろうとしますが、それを上
回る勢いで彼らから反抗や挑発があるため、
なかなかコミュニケーションが成立しませ

ん。彼らは、行く場を失い、街のほっとステーションなるコンビニの前に集まりますが、お菓子の袋を散らかしたり、タバコを吸ったりということになり、ほどなくコンビニから学校へ通報され、教員が大挙して押し寄せ、また「早く家に帰りなさい」「迷惑をかけるな」と追い払われます。そして、なかなか親が帰って来ない家などに集まったりします。

彼らのなかには、生活困窮家庭やひとり親家庭、保護者の疾病、被虐待児童、発達特性のある児童、外国籍など生活面で何らかの支援が必要な家庭の子どもたちが少なくありません。しかし、冒頭のようなやりとりが多いため学校教育のなかでは排除されがちです。また、たとえ、教室に入って授業に向かおうとしても、彼らの多くは、もはや授業内容についていけず、学習に対するモチベーションが低下しているだけでなく、劣等感や自己否定が支配しています。学校では、あの手、この手で彼らに学習習慣の定着をはかろうと、教員OB・OGや地域の有志の方々の力を得て、放課後の補習などに彼らを誘いますが、中学生ともなると、なかなかまじめに頑張ることに抵抗も出てきます。そんなとき、できるだけ小学校低学年のうちに、何らかの適切な支援につなげることができていればと思うことが少なくありません。そして、学ぶ喜びについても、できるだけ小学校のうちから感じてほしいなと思うのです。そのためには安心できる大人が傍らにいます。

家でも学校でもない

学童保育という場

2015年の春から、児童福祉法の改正を受け、いわゆる学童保育がこれまでの低学年に加え高学年までも対象とするようになりました。地域によっては、この改正により高学年のニーズが顕在化し、利用児童数が激増しているところもあります。そういったところでは、これまでと同じ施設のなかで、子どもの人数だけが増加するという状況のなか、すし詰め状況の施設もあります。新システムへの移行期でさまざまな課題に直面する学童保育ですが、家庭でも学校でもないもうひとつの「場」として、子どもたちにとってはかけがえのない生活空間、成長の場、出会いの場、学びの場となっています。しかし、学童保育は放課後からせいぜい18時30分ころまでの支援です。就労している親が18時や18時30分に家庭に帰っている状況というのはフルタイム就労では考えにくいのではないのでしょうか。このような場合、子どもたちは親が帰ってくるまでひとりで、あるいはきょうだいで待つか、それとも塾や習い事へでかけるということになります。経済的に厳しい家庭では塾や習い事に通わすことは難しいですので、子どもたちだけで保護者の帰りを待つということも少なくありません。さみしい思いを抱くという心理的な面だけではなく、食事や学習といった生活や学習習慣の問題も出てきますし、朝が起きられない、不登校にもつながってきます。

夕方から保護者の帰宅までを支援する児童福祉サービスとして「ファミリーサポートセンター（地域子ども子育て支援）事業」や「子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）」があります。しかし、これらの認知や活用には大きな地域差があるのが現状です。

地域で子どもたちを育む

糸賀イズム福祉先進県といえる滋賀県では、昨年末から社会福祉協議会や社会福祉施設、民間NPO、大学生が協力し、「子ども食堂」や子どものための「フリースペース」を運営しています。子どもの利用を促すのは、各相談窓口だけではなくスクールソーシャルワーカーが大きな役割を担って

います。とくに画期的なことは地域によっては高齢者施設を活用して「子ども食堂」や子どものための「フリースペース」を運用されているということです。特別養護老人ホームではデイサービス事業を行っている事業所も多くそのスペースを夜間子どもたちのために活用されているのです。色紙などレクリエーションのためのグッズもたくさんあるし、食事もできるし、お風呂だつて入れる。確かにこれはすごい！

家か学校かではなく家でも学校でも塾でもなく、「評価」を抜きに存在をあるがままに受け入れてくれるもうひとつの場所ができること、「評価」を抜きに関わってくれるおばあちゃんや、おじさんやお姉さんがいることは子どもたちにとって明日への力となるのです。

学校臨床の新展開

— ②③居場所なき子らの生活保障 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

高校中退

「おれもう、学校やめて働きたい。」

「学校をやめるんやったら施設を出ていけないといけないで。もとい家にも帰るのも難しいし・・・となると住込みの仕事を探さないと・・・」

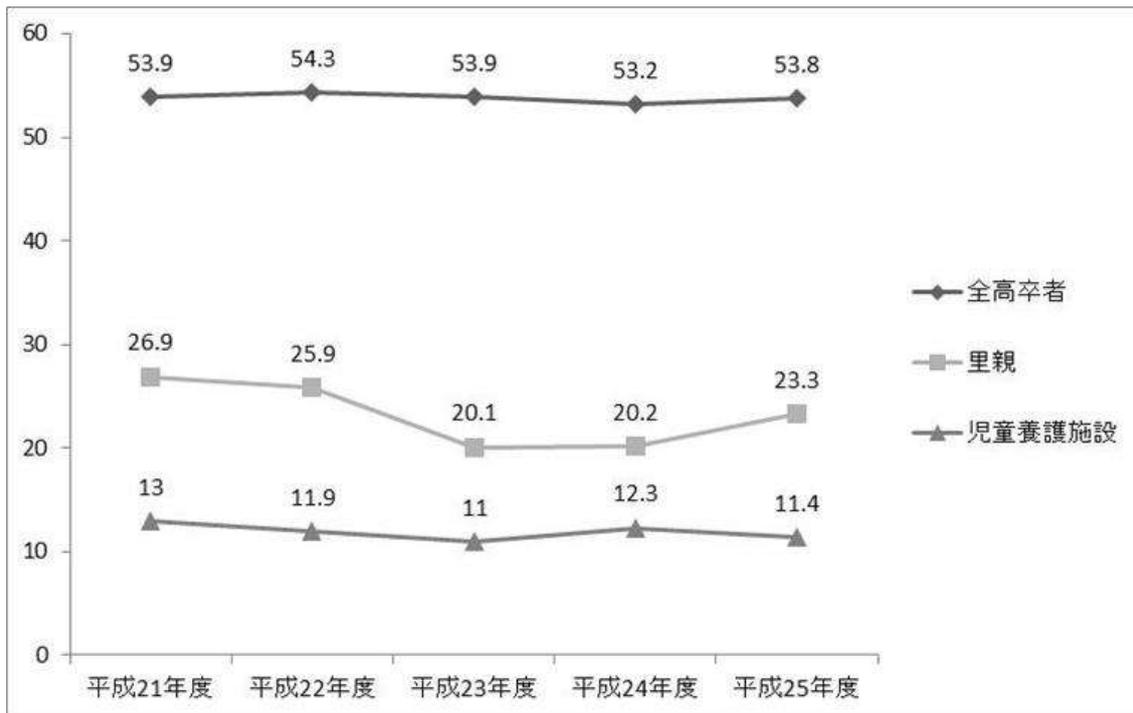
「やっぱり、高校を中退してしまうと、施設にはもうおれないんでしょう？」

彼が「高校中退＝施設退所」となることを何とか避けられないか、そのために何とか学業を継続していけないかと悩む担任の先生。しかし、欠席超過、単位不足により留年決定。本人は「もう学校をやめる。働く」と言い出す。そんななかでの住込み就労先探し。

こんなことは各地の児童養護施設でよくみられることでした。いや現在進行形だよという声も聞きます。

文部科学省の調査(2015)によりますと、公私を合わせた世の中の全高校生平均の中退率は1.5%。このうちのどれくらいの人々が、家を追い出されるのでしょうか。多くは、定時制や通信制など多様な進学先のなかから新たな進路を選び、在宅で生活するのではないのでしょうか。一方、全国児童養護施設協議会の調査(2015)では中卒後、高校へ進学した者のうち、半年後には3.5%、1年6か月後には8.9%が中退しています。このうちのどれくらいの人々が、施設に残ることができるのでしょうか。積極的な展望があつての中退ではなく、仕方なく、社会的自立を強いられる状況では、たとえ仕事に就いたとしても継続は非常に困難です。

厚生労働省(2011)は、「児童養護施設等



(図：「大学等への進学率の比較（値はすべて%）」厚生労働省（2015年11月）「社会的養護の現状について」をもとに筆者作成)

及び里親等の措置延長等について」のなかで、「中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。」と通知しています。しかし、この実質的運用は、施設によって大きな差が生じているのが現状です。そこで国は2015年3月、全国児童福祉主管課長会議のなかで、再度、「自立生活に必要な力を身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなど

をお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。」と訴えています。

いま、社会全体をみると全高卒者の大学等への進学率は50%を超えています。さらに専修学校を合わせた進学率は約77%で、約8割が進学をしていることとなります。一方、全高卒者のうち就職する者は16～17%ほどでしかいません。しかし、児童養護施設を退所する者のなかで大学等へ進学する者は1割程度と非常に少ないのです。そして、またこの数字も施設によって大きく異なります。ある施設では毎年大学へ行っている者がおり、ある施設では大学へ行く者はずっといないなど。

出生後の養育環境が不適切であったため

に施設入所に至った彼らが保護された先によってまたその養育環境や進路保障に差が生じてはいけませんね。

18歳選挙権を得る

このような状況のなか、国では昨年末から今年にかけて、児童養護施設等、社会的養護の下で暮らす子どもたちへの施策内容を見直す動きが活発になっています。18歳が選挙権を得るようになるとこんなにも変わってくるのかと思えます。

厚生労働省の審議会では、児童養護施設の対象年齢要件を最大 22 歳までにしようという方向で議論が進んでいます。

また、内閣府「子どもの貧困対策会議」まとめでは、施設退所後の子どもたちに「家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸

付事業を創設」し、入所中に自動車運転免許等取得のため上限 25 万円を貸付し、2 年間の就業継続で返還免除とすること。就職をする者については、生活保護基準での当該住居地の住宅扶助額を上限に家賃相当額を 2 年間貸付し、5 年間の就業継続で返還免除とすること。進学する者については、就職する者と同様の家賃相当額に加え、月額 5 万円の生活費を大学の場合は 4 年間貸付、卒後 5 年間の就業継続で返還免除とすること、という案が提言されています。

制度やシステムが変わっても、それを支える職員体制も連動して変革していかなければ、実際の運用面ではこれまでどおりとなってしまう可能性が高いのではと危惧します。

また、社会から施設の子どもはかえって恵まれすぎているという批判もいっぱい出てくるでしょう。何よりも、内部から出てくるのではとも思います。

そのあたりは、次回に。

学校臨床の新展開

— ②④居場所なき子らの生活保障Ⅱ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

あなたのためだから

「社会はそんなに甘いところではないのに、施設の子どもは護られているから、その癖がついてしまっていて、どうしようもないですね。」

「生活保護を受けている人だってそうでしょう。一回生活保護を受けたら、もう立ち直るのは無理でしょう。」

「だって病院に行ったってタダなんだから。お金を払う習慣がないんだから、施設を出てからも病院はタダだと思っているんですよ」

「だから、あえて厳しいことを言うけれど・・・社会は厳しいのよ。大学に行くん

なら自分でお金を貯めていきなさい。」

おっしゃる通り。でも、そんな話を聞いたたびに、「あなたは、立派かもしれないけれど、あなたは親からお金を出してもらっていたのでは？」とってしまうことがありました。

また、前回にも述べましたが、児童養護施設における高校中退問題では、「高校中退＝施設退所」と施設内ルールを作っている施設もあるのではないのでしょうか？

そういう私も、高校中退を前にした子どもに、「それだったら、施設を出ていかないと・・・働かないと・・・」と話し、住み込み就労先を探したことがありました。当然のように彼は早々に退職。それは、彼のしたい仕事でもないのだから、あまりにも当然のことでした。職と住をいっぺんに無

くした彼は、施設に助けを求めにやってきましたが、みんながみんな彼のように助けを求めてくるとは限りません。行く場をなくし、カラオケやネットカフェを転々としながら、気が付けばホームレスという人もいます。たとえば、ビッグイシューの調査（2010）では、調査対象若年ホームレス 50 人のうち 6 人が児童養護施設経験者であったと報告しています。また、NPO と大阪市立大学大学院が共同で行った「若年不安定就労・不安定住居者聞き取り調査（2008）」では、20～30 代の調査対象者 76 人のうち 10 人が児童養護施設経験者であったということです。女子の場合は性産業に取り込まれてしまうことも珍しくありません。

求められるアフターケア

2004 年の児童福祉法改正により児童養護施設では「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」という一文が加わり、アフターケアが施設の業務として法に明記されました。しかし、各施設では法改正以前からあたりまえのこととして、担当職員を中心にアフターケアが行われてきました。一方で、そのかわりの濃淡は施設や個人によって差が生じていたことも事実ではないでしょうか。何せ、アフターケアに関わる経費はない（厳密には自治体による）のですから。

高校中退率や大学進学率が地域や施設によって大きな差があるということも現在進

行形の問題です。子どもは施設を選べないわけですので、どの施設に行ったとしても、同じ水準のサービスを選択できるようにならないといけません。そして、困ったときには、困ったと言えるように。

いま、各地で、社会的養護等を終えた人たちを支援するアフターケア事業所が開設されています。厚生労働省家庭福祉課の調べによると、2014 年 10 月現在、全国の 18 自治体で 20 件のアフターケア事業が展開されています。筆者も京都で少しずつですがアフターケアの活動を始めています。

施設退所児童等の大学進学

日本政策金融公庫の調べ（2015）では、1 人当たり大学入学にかかる費用は、短大が 76.8 万円、大学が 102.2 万円となっています。これは公私の平均額で私学の場合はさらに高額となるのです。1 年間の在学費用は、短大が 130.7 万円、大学が 141.8 万円となっています。これも公私の平均額で私学の場合はさらに高額となり、在籍年度分費用は倍増することになります。これに自宅外通学の場合、アパートの敷金や家財道具の購入費などに入学者 1 人当たり平均 45.1 万円かかっているそうです。なお、家庭から自宅外通学者への仕送り額は、年々減っているとはいえ、年間平均 140.3 万円（月額 11.7 万円）となっています。親からの経済的支援はもちろん、精神的な支えと

しても期待できず、奨学金とアルバイトで学費と生活費を工面することは大変困難なことです。そのような問題に光がさしたことは昨日のことです。前回にも述べましたが、いま、18歳が選挙権を得ると同時に退所児童への支援も急激に制度化されています。退所後、就職をする者については、家賃相当額を2年間貸付し、5年間の就業継続で返還免除とすること。進学する者については、就職する者と同様の家賃相当額に加え、月額5万円の生活費を大学の場合は4年間貸付、卒後5年間の就業継続で返還免除とするなどです。また、今国会では、児童福祉法が改正され、自立援助ホームでは、就学中に限り22歳までの入所が可能となりました。自立援助ホームには、中卒や高校中退後、身寄りなく、暮らす若者などさまざまな人が入所していますが、学生なら22歳まで可能ということになり、運営の

あり方にも変化が求められます。

働くにせよ、勉強するにせよ、継続して行っていくためには、本人の力だけではなく、周囲からの支援が必要です。

さて、各地の大学でも、児童養護施設等退所者を支援するための奨学金制度等が整えられつつありますが、まだまだ限られています。そのようななか立教大学では、児童養護施設からの入学者に対して4年間の入学金・授業料の免除、4年間を通して年間約80万円の「学修奨励金」の給付、さらに経済的な支援体制だけではなく、年間を通して「支援担当教員」を中心にした学生生活への支援体制を整えています。

いま大学内にキャンパスソーシャルワーカーをおいている大学も増えましたが、退所児童等を施設と連携し、支える役割を担うことも期待されます。

学校臨床の新展開

— ㊥居場所なき子らの生活保障Ⅲ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

お金が無かったら

お腹が減って、減ってどうしようもなく、でも、お金がなかったらどうするだろうか。誰かに、頼んで何とかお金を借りたり、何かを食べさせてもらったりするのはないだろうか？ でも、頼る人がいなかったら？

チャーシューとメンマを盗む

26歳の無職の青年は、空腹を満たすため、かつて4年間働いていたラーメン店に侵入し、倉庫のカギを壊してチャーシューやメンマなど4000円相当を盗んだ。その姿は店の防犯カメラに映っており、店主はすぐに警察に通報。翌々日に男性は建造物侵入の

容疑で警察に逮捕された。

逮捕時、男性は家に、わずかな現金があっただけで、電気、ガスは止められていた。家の中は空のカップ麺やペットボトルが散乱していたという。

近所の人は、「ゴミ屋敷」状態だったともいう。

辞めたとはいえ、4年間働いた店に窃盗に入るだろうか？ それも食べ物（現物）を盗るだろうか？

続かない仕事

彼は、仕事が長続きしない。高卒後、塗装会社に8か月、食品工場に5か月、建設

会社で7か月。一番長いのが侵入したラーメン店で約4年。その後、警備会社で数か月働いている。ラーメン店時代の月収は16万。正社員には登用されず、ずっとアルバイトの身分のままであった。店主によると、正社員希望だったが、能力的に仕事を任せることができず、「ほとんどしゃべらず、コミュニケーション下手。怒られたりすると、ぶつぶつ言って、仕事がいっぱい、いっぱいになるとパニックになって皿を割ったこともあった」という。

殺人容疑で逮捕

彼は、ラーメン店への侵入で逮捕された後、近隣で連続して2件発生していた高齢者を狙った強盗殺人事件の容疑者としても逮捕された。93歳の女性Aさん、81歳の男性Bさんを殺害し、Bさんの妻80歳に重傷を負わせた罪で。

「食べ物と金がほしかった」

「仕事がうまくいかず、金に困っても相談する人がいなかった」と語っている。

盗んだものは、93歳のAさん宅では、米、さきイカなどの食べ物と、現金5000円。

81歳のBさん宅では、りんごを2個。何れも侵入時、居合わせたAさん、Bさんを殺害し、Bさんの妻には重傷を負わせている。

わずかな食料と、わずかな現金を得るた

めに人を殺すだろうか。

「高齢者が住んでいそうな平屋建ての家を狙った。高齢者なら抵抗されないし、そこそこのカネを持っているだろうと思った」彼にとって、そこそこの金とは、どのくらいあったのだろうか。

消費者金融で、100万円以上の借金があったということも考えると、そこそこの金とは、借金を返済するほどの金のことだったのだろうか。

「見つかったら刺そうと思っていた」とも語っているが、実際に、刺し殺さねばならないほどの内容なのだろうか。

死刑判決

2016年7月20日、前橋地裁で裁判長は「高齢者を無差別的に狙い、悪質極まりない。犯行は執拗（しつよう）で残虐」「通り魔的な無差別犯行。命をもって罪を償わせるのもやむを得ない」と述べ検察側の求刑通り死刑の判決を彼に言い渡した。被告側は即日控訴している。

児童養護施設出身者

ここで、この事件を取り上げたのは、彼が児童養護施設出身者であるからだ。彼が2歳の頃に両親が離婚し、4歳から中学校

卒業まで児童養護施設に入所している。先輩や同級生からいじめを受けたという。高校時代は福島県内で祖父母と伯母と暮らしたが、伯母と折り合いが悪かったようだ。関係者は、「同居の伯母と不仲だった。家の電話を使わせてもらえず、駅の公衆電話から仕事の電話をかけていた」と証言する。

高校時代の同級生は「いじめられていたわけではないのに常に一人でした」という。

高卒後、一時期、自立援助ホームへ入所していたという。

いちばん長く働いたラーメン店の店主は、「手に職を付けて、食べていけるように」

との思いで採用した。散髪代を渡したり、仕事を覚えられずに「辞めたい」と相談してきた際には、引き留めたりと、気に掛けてきたという。

彼は精神科医に「人生をやり直す気持ちはない。今までの人生がつらかったから」と漏らしたという。

彼の心には、誰もいなかったのだろう。

家庭がうまく機能しない時、学校や社会的養護は何ができるのだろうか。

(朝日新聞を中心に複数の記事を要約しています。)

学校臨床の新展開

— ②6「不登校」スクールソーシャルワーカー —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

増加する

不登校への支援をめぐる

2016年10月27日に文部科学省が発表した平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小中学校義務教育における不登校児童生徒数は、少子化のなかでも、ここ数年右肩上がりとなり、昨年度は、12万人を超えた。文部科学省は、この調査発表が行われる1か月前に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を発表している。この発表は、2016年7月に報告された、不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人

一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を受けてのものである。

この最終報告書では、「不登校児童生徒への支援に当たっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を理解し、寄り添うことが重要である。しかし、社会や経済の変化に伴い、子供を取り巻く家庭、地域社会の在り方も大きく変容しており、不登校の要因、背景もますます多様化、複雑化している。したがって、学校においては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として対応できる充実した体制を築く必要がある。また、心理や福祉の専門家、教育支援センター、医療機関、児童相談所など学校外の専門機関等との『横』

の連携を進めるとともに、子供の成長過程を見つつ継続的に一貫した支援を行う視点から、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校等の『縦』の連携も重要である。」として、教職員や他の専門職、他機関との連携により、「一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進」を期待したいと述べられている。そして、具体的には「児童生徒理解・教育支援シート」を作成するなど、個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、その児童生徒を支援する関係者により、組織的・計画的な支援を実施することなどが重点的に取り組むべきこととして掲げられている。これらのいわゆる「アセスメント」や「プランニング」等のプロセスは、ソーシャルワークプロセスそのものともいえ、教育や心理の視点だけでなく福祉の視点が相当程度に入ったものと見ることができる。

他方、この間、国会では「教育機会確保法案」なるものが2016年11月末現在、進行形で審議されている。しかしながら、不登校当事者やその親、フリースクール関係者、教育関係者の間では、この法案や先の文部科学省通知等への批判が大きい。たとえば、「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」では、不登校当事者の自由を奪い、不登校ではない児童生徒と不登校の児童生徒を分断し、不登校当事者の不登校に至った背景を自己責任とし、学校教育へ戻ることを強制するような「不登校対策・管理法」は不要であると訴えている。また、先の「児童生徒理解・教育支援シート」についても、「小中学校で不登校をした子どもの個人情報を高校終了まで校

種間をこえて収集・管理し、『切れ目ない支援のため』の名のもと公共・民間の関係機関で情報を共有し、23才まで保存するという個人情報保護を無視したものであり、「法案と施策で不登校の子どもたちの人権とプライバシーを侵害しないでください。」と訴えている。

中央大学の池田はこの法案に対して、

- ① 学びを権利としてさえ、課程主義的・能力主義的に義務教育制度をつくり変えようとしている。
- ② 教育機会については、日本国憲法や教育基本法、さらには、子どもの権利条約等の国際条約等でも規定されているのだから、新たな法律をつくる必然性はない。
- ③ 不登校児童生徒を定義することで、不登校を子どもの自己責任に帰しており、いまの学校あり方自体を問う視点が無い。
- ④ 「多様な学びの場」を用意し、子どもたちを分類・排除し 子どもたちを分類・排除していく差別制度をつついで差別制度をつろうとしている。
- ⑤ 学校以外の場で習にも国・地方公共団体の管理が及ぶこととなり、多様な学び、自由な学びは保障されない。
- ⑥ 民間の団体が公教育の経営・運営を行うことになり、教育機会の均等性や安定性に問題が生じる。
- ⑦ 子どもの権利条約に則ると謳いながら、

子どもたちの意見表明の機会が保障されていない。と述べている。

誰のためのSC、SSWか

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは「不登校を減らしたい」という国や行政のニーズに応え、児童生徒をいかに早く学校に戻すかということを目指して業務を行っているわけではない。しかし、そういうつもりはなくとも、そのプレッシャーやシステムに巻き込まれていないか自己点検が必要であろう。当事者の真のニーズを把握し、支援につなげたい。そういった意味でも、あらためて当事者にとっての環境（学校）という場のアセスメントについても丁寧に行い、アドボカシーやシステムの改善にむけたアクションを行っていかねば、当事者からの信頼を得るのは難しいだろう。

（参考、引用文献）

不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」
2016年7月

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2016年9月
池田賢市「一人ひとりの能力を伸ばす教育は社会に何をもたらすか」2016年10月
http://ftk.blog.jp/archives/cat_1101014.html
最終閲覧：2016年11月30日

文部科学省「平成27年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』（速報値）について」2016年10月

「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会 ネットワーク」ブログ
http://ftk.blog.jp/archives/cat_1171306.html
最終閲覧：2016年11月30日

学校臨床の新展開 27

— チーム学校？ チーム児童相談所？ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学



チーム学校？

近頃、「チーム学校」という言葉を聞くことが多くありませんか？ コンビニやゲームセンターにたむろする若者がかつて「チーマー」とよばれていたのですが、学校で徒党を組む生徒のことをいうではありません。

2015（平成 27）年 12 月に出された中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」でのキーワードです。

少し長いですが、引用しておきます。

「近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、複雑化・困難化した課題に的確に対応するため、多くの組織では、組織外の人材や資源を活用しつつ、組織の力を高める取組が進んでいる。こうした中で、学校においても、子供を取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果

的に高めていくことがこれからの時代には不可欠である。現在、学習指導要領改訂の議論も進められているが、学校という場において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることは、より厚

みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのためにも、「チームとしての学校」が求められている。本答申は、そのような現状認識に基づき、今後の在るべき姿としての「チームとしての学校」と、それを実現していくための改善方策について示したものであり、その実現のために、国、教育委員会も「チームとして」取り組み、学校や校長を支援することが求められている。」

また「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要である。例えば、子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関

係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に子供たちの問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できない。学校現場で、より効果的に対応してことが重要である。さらに、いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていること

いくためには、教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うがある。校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある。」としています。

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換について（イメージ）



図1：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中教審答申）、2015（平成27）年12月より引用

つまり、従来から日本では他国と比べて、教員の担うべき業務が多すぎるなか、近年、特に困難な生徒指導上の事象が多く発生し、教員は心理や福祉の専門職、関係機関や地域と協働して、「チームとして」事象の解決に向けて、取り組んでいかなければならないという指摘である。なお、この答申の前年 2014（平成 26）年には、「子どもの貧困対策に関する大綱」のなかで、学校は全ての子どもたちが集う場であるため、「プラッ

トフォーム」として貧困問題等の発見、支援の拠点であると位置づけもされています。

さて、この連載では長年にわたり「学校臨床の新展開」として特にスクールソーシャルワーカーの導入について、述べてきましたが、もはや新しい展開ではなく、浸透しつつありますが、あらためて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いをみたいと思います。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割等		
名称	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
人材	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者
主な資格等	臨床心理士、精神科医等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	カウンセリング(子供の心のケア)	ソーシャルワーク(子供が置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)
配置	学校、教育委員会 等	教育委員会、学校 等
主な職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員への助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリングマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予防的対応(ストレスチェック等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭環境や地域ボランティア団体への働き掛け ②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働 ④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動

表 1：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「学校における教育相談に関する資料」2015（平成 27）年より引用

2014（平成26）年度のスクールカウンセラー配置校調査によりますと、7,344人のスクールカウンセラーのうち6,153人（83.7%）が「臨床心理士」となっています。一方、スクールソーシャルワーカーは、近年、有資格者が増えましたとはいえ、「社会福祉士」が47%、「精神保健福祉士」が25.1%であり、依然として教員免許や心理職の資格のみという者も少なくありません。

また、スクールカウンセラーは「臨床心理士」の独占業務のようになっていますが、近年、心理職の国家資格化が決まり、関係諸団体も国家試験受験資格を得るための動きやスクールカウンセラーの任用要件を求める動きが盛んに行われており、今後は、多様な専門的資格を有する者がスクールカウンセラーに登用されることになるでしょう。

チーム児童相談所？

他の専門職の力を借りなければならない状況は児童相談所も同じです。年々、児童虐待対応件数は増加の一途ですが、法的手

続きを迅速に求められる事案も多くなっています。そこで、2016（平成28）年の児童福祉法改正を受け、児童相談所には弁護士の配置が進んでいます。しかし、常勤か非常勤かの規定はなく、「配置」に準ずる形も認められており、自治体の財政的な側面や力点にも差が出ています。

さて、学校に入ったスクールソーシャルワーカーと児童相談所に入った弁護士。福祉的、法的といった専門性の違いはありますが、どちらも共通して、子どもの最善の利益を問い、子どもの権利を擁護しアドボケイターとしての役割も担っています。子どもの立場に立ちきるワーカーや弁護士との出会いが、子どもたちの明日を拓く第一歩の転機になればと願っています。

（参考文献）

- ・文部科学省 中央教育審議会 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」、2015（平成27）年
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課 「学校における教育相談に関する資料」、2015（平成27）年

学校臨床の新展開 28

— チーム学校Ⅱ —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学



多忙な日本の教育現場

ここ数年、民間の「ブラック企業」が話題になる一方、教員の就労環境についても、その過酷さが報じられています。

2014年、OECDによって公表された学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点をあてた国際調査から日本の学校教員の勤務時間は最長であることがわかりました。調査対象のOECD加盟国等34か国・地域の中では、1週間あたりの平均勤務時間は38.3時間であったのに対し、日本の教員の1週間あたりの平均勤務時間は、53.9時間だったのです。授業時間自体は他の国とほぼ変わらないのに、課外活動（クラブ活動等）や事務業務、授業準備・教材研究等にかかる時間が多く、このなかでも特に課外活動（クラブ活動等）にかかる時間は、他国の4倍近い時間数になっています。筆者自身も中高生のときに、早朝、放課後、土日、長期休暇中の合宿とクラブ活動三昧で、その傍らにいつも「クラブ顧問」といわれる教員がおられました。

文部科学省が2017年5月に発表した教員の勤務実態調査からも、この10年で教員の労働環境がさらに悪化したことがわかり

ます。時間外労働時間が増え、『小学校教諭の約3割、中学校教諭の約6割が「過労死ライン」に達していた。』などと報道されています。労働時間が長いというエビデンスをだすための調査であったとはいえ、あき

らかになったデータに文部科学省も驚きのようです。

2017年5月21日付、朝日新聞朝刊には、中学校教員の息子をもつ父が「夜更けまで残業。朝夕や土日の部活動の指導もあり、3~4カ月以上、1日も休日が取れないことがある。」と投書し、ご息子の健康状態、命を案じておられます。

学校の先生はまじめで一生懸命な方が多いのが筆者の主観です。かつて、「スクールウォーズ」などのドラマにもなりましたが、荒れた学校や非行少年の立ち直りのためにクラブ活動に力を入れる先生もおられました。実際、スクールソーシャルワーカーとして活動すると、福祉課題を持つ家庭の子どもが、クラブ活動で活躍する場面にであったり、土日や長期休暇中に行われるクラブ活動が、生徒の生活習慣の乱れや非行の防止になっている面もあったりすることをあらためて気づかされます。しかし、一方

で、毎日、職員室に全教員が戻ってくるのは、クラブ活動を終え子どもたちを送り出した後です。時刻は18時を過ぎ、ここからようやく会議や書類作成、授業準備や何やらしている間に、次々と電話がかかってきたり、誰かに電話をかけたり。家庭訪問に行ったり、警察に行ったり。これでは、気づいたらすでに12時間労働を超え、あと数時間で明日が来るという状況であるわけです。近年、「ノークラブデー」を実施するところもありますが、「早く帰宅を促されても、しなければならない業務が多ければ…。いっしょじゃないですか。」という声もきかれます。そして、年々、複雑になる保護者対応。虐待、いじめ、非行……。今後は、チーム学校の名のもと、教員以外の専門職とも協働して、こられる課題に取り組んでいかなければならない学校現場。そんな現場に入っていくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、いま、その業務の標準化や省令上の位置づけ作業が進んでいます。

ガイドライン

2017年1月に教育相談等に関する調査研究協力者会議の報告として「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」が出されました。そのなかに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動ガイドライン試案が出ています。ここでは、捉え方や判断の違いが生じやすい「アセスメント」と、「家庭訪問」についてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについてみてみたいと思います。

「アセスメント」については、教育専門職である教員と、心理専門職、福祉専門職で捉え方が異なるところが大きいので、試案とはいえ、定義されることは、共通した理解（見立て）を行っていくうえで欠かせません。「なぜそのような状態に至ったのか」スクールカウンセラーは「個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要である。」とされています。ミクロだけではなく、メゾ、マクロ的な視点やシステムという視点を持つことを求めているように感じ、こ

表1 「アセスメント」についての相違

スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
<p>解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、<u>家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントを含め、多面的多層的に見立てることが必要である。</u></p>	<p>解決すべき問題や課題のある事例（事象）の<u>家族や地域、関係者などの情報から、その児童生徒のストレングス(強み)</u>やそのような状態に至った背景について探ること。</p>

れはワーカーの見立てに近いように思います。一方、スクールソーシャルワーカーの見立てでは児童生徒の「ストレングス」視点に基づくアセスメントがベースとなるのですが、スクールカウンセラーと異なり、必ずしも「本人」から情報、「本人」の思いを直接得ることが記されていません。このあたりは、ワーカーの配置方法とも関係しますが、本人に出会わずして、アセスメントを行うことをスクールソーシャルワーカーの標準とすることには、異論や、誤解が生じるのではないのでしょうか。

「家庭訪問」にあたっては、誰が行うかは最終的には校長の判断ですが、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をする際は、「保護者等に問い詰めたり、責めたりすることなく、話をしっかり聞こうとする姿勢で行い、信頼関係を築くことが重要である。」とのこと。98.9%が臨床心理士であるスクールカウンセラー（準ずるものを除く）と比べると、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士が47%、精神保健福祉士が約25%、それ以外にも退職教員等多様な方が採用されていることもあってのことか、あまりにもあたりまえの記載に驚くのですが、裏を返せば、「保護者等を問い詰め

たり、責めたり、話をしっかり聞かなかつたり、信頼関係を築くことが難しい」ソーシャルワーカーが実在するという事かもしれませんね。他人事ではなく、家庭訪問に際しては、自分も保護者を傷つける可能性があるということを自覚しておかなければなりませんね。

出典、参考)

- ・ 文部科学省 O E C D 国際教員指導環境調査 (TALIS2013) のポイント
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_ics_files/afieldfile/2014/06/30/1349189_2.pdf
- ・ 2017年4月29日付 朝日新聞 朝刊
- ・ 文部科学省 教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)について(概要)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1385174.htm
- ・ 2017年5月21日付 朝日新聞 朝刊
- ・ 文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(報告)
http://www.pref.shimane.lg.jp/izumo_kyoiku/index_data/jidouseitonokyoiikusoudannjyuujitu.pdf

表2 「家庭訪問」についての相違

スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
<p>SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、通常、家庭訪問は実施しない。ただし、児童生徒の指導上、校長が必要であると認める場合には、保護者の了解を得た上で、SCが家庭訪問を実施することは可能である。なお、家庭訪問に際して、SCが対応するのか、SSWが対応するのか、学級担任や関係機関職員等と同行するのか、といった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じスクリーニング会議又はケース会議において検討し、校長が判断する必要がある。</p>	<p>児童生徒や保護者等の状況によっては家庭訪問を行うことも有効である。ただし、その際は、保護者等に問い詰めたり、責めたりすることなく、話をしっかり聞こうとする姿勢で行い、信頼関係を築くことが重要である。なお、家庭訪問に際して、SCが対応するのか、SSWが対応するのか、学級担任や関係機関職員等と同行するのか、といった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じスクリーニング会議又はケース会議等において検討し、校長が判断する必要がある。</p>

学校臨床の新展開 29

— 変わり行くもののなかで —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学



時代の流れ

小中学校の夏休みがどんどん短くなってきていますが、来年からは、さらに短くして、お盆を入れても2週間と少しくらいにしようという自治体もあるようです。主な理由は、エアコンがほとんどの学校に導入されていることと、教員の就労環境を改善するためということのようです。これはいいものなのか、どうなのか議論も起きています。かつては、40日以上あった夏休み。「勉強は朝の涼しいうちにしよう。」といわれていた時代は、家庭にもエアコンが今ほど普及していない時代のことだったのですね。しかし、いまほど暑くはなかったような。これも温暖化でしょうか。

さて、長期休暇中は、一日のうちで大半を過ごす学校がない分、子どもたちが家庭でいかに過ごすかということが「課題」となりますが、その過ごし方は、その家庭の経済水準や生活の質によって大きく異なります。また親族との関係性によっても、有

意義に過ごせる家庭とそうでない家庭に差が生じます。祖父母宅でゆったりと長期休暇を過ごす家庭や海や山へレジャーにでかける家庭、塾や習い事の合宿に参加する子ども、毎日、夜遅くまで起きていて、昼夜逆転におちいる子どもなど様々です。そういった意味で家庭での生活の「差」が出やすく、どう過ごすかによって、たとえば受験生が「夏を制する者は受験を制す」といわれるように「大差」も生じるのでしょうか。貧困状態で、食事の面が気がかりな子どもたちは栄養源の給食がない長期休暇は厳しいものがあります。長期休暇中のクラブ活動は、家庭に「課題」のある子どもたちのモニタリング機能や生活習慣の維持を担っていた部分もあります。しかし、以前にも触れましたが、このクラブ活動自体も働きすぎの教員の就労問題が長らく指摘されています。

親として、子どもとして、教員として。それぞれの長期休暇に対する意味付けは異なりますが、長期休暇ではなく、少し長め

の連休くらいの感覚になるのでしょうか。

スマホの普及

NTTドコモが今年 25 周年ということで、記念のショートムービーを配信しています。電話は家庭に 1 台の時代からひとりに 1 台の時代へ。この 25 年の間、いわゆる「ガラケー」や、「スマートフォン」の登場で大人も子どももコミュニケーションの方法が大きく変わってきたのだと思います。

内閣府、「平成 28 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生では 16.6%、中学生では 42.7%、高校生では 90.5%が「スマートフォン」を利用しているということです。電話とインターネット、カメラ、動画撮影、テレビ、ゲーム・・・「スマートフォン」さえあれば何でもできる生活は、「スマートフォン」がなければ何もしなくなってきた人たちの社会ともいえるでしょう。

また、新聞を購読していない家庭が以前よりもずいぶん増えているようです。一人暮らしの学生のなかにはテレビやパソコンがないという人も珍しくはありません。すべて「スマートフォン」ひとつで完結してしまいますので必要がないわけです。Instagram や Facebook、Twitter や LINE、YouTube などによって自分の生活やさまざまな表現を発信する人も増えています。PPAP は、またたくまに世界に広まりました。そんななかでも「SNS 疲れ」といわれるように、「リア充自慢大会」や「いいね」の早押し合戦から離脱する若者もみられるようになりました。一日中、画面を見てポチ

ポチと打つ自分がもう嫌になったという声を実際に聞いたことがあります。これは、まったくの私見ですが、Twitter や Facebook などのユーザーは若者から中高年中心になっているように思います。一方、LINE は変わらず子どもから中高年まで幅広く活用されているようです。しかし、内容を読んだと先方に伝える「既読」が表示されているにもかかわらず、返信をよこさない「既読スルー」によるトラブルも多く起きています。こちらの送った内容を読んでいるにも関わらず返事をしないということは、どういうことかというわけです。既読の下にはご丁寧に時間表示まであるわけですから、タイムラグが生じると違和感を持たれてしまいかねません。

発信した内容に、どれだけの人が「いいね」と評価してくれたか、どれだけ「お友だち」がいるかが気になったり、タイムリーな返信がないのは、嫌われているからなのかと思ったり、スマホに翻弄される生活をおくる子どもたちも多いと思います。

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」について「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっていますので、「ネット上に誹謗中傷を書かれ傷ついた」というだけではなく、友達が「既読スルー」することによって、心理的な相当なダメージを受けた。いままでは SNS でたくさんの「いいね」評価をもらっていたけれど、友だちの誰も「いいね」

を押してくれない。傷ついた。これはいじめだとなるわけです。しかし、教員の受け取り方によっては、「君、それはいじめではないよ。」とジャッジし、「SNSはやめなさい」といわれるかもしれません。悪口や暴力などはっきりとわかる加害行為ではなく、「既読スルー」や「いいね」評価が得られないための傷つきは、教員のジャッジが働きやすいところではないかと思えます。以前にも触れましたが、文部科学省、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果の都道府県別いじめの認知件数をみると、その差異に驚愕します。2万件以上のいじめを認知している県と100件代のところがあるのです。「いじめ」か「いじめではない」のかは、当該児童の主観ですので、法解釈からいえば、ジャッジするのではなく、丁寧に子どもたちの訴えに耳を傾ける教員の姿勢が求められるでしょう。スマホなき時代には、感じなくてもよかった気遣いや感情が、いまの子どもたちの世界にはあるのかもしれませんが。いや、最近の若者はというだけでなく、おとなの世界でも同様かも知れません。インターネットや携帯電話、スマートフォンが普及する前と今とを比べると便利になった反面、直ぐに報告を求められたり、心理的な拘束時間は増えているかも知れません。

「ワニマ」？

ある若者の集まりで、年配の方がひとりの若者に「いまって、どんな歌を聴いているの？」と尋ねていました。「ワニマ」と答

える若者。私も思えば、AMラジオのほう
が、波長の合う年代となり、さっぱり意味不明だったのですが、その年配の方は、後日「ワニマ」を聴いたそうです。「いい曲だったよ。その若者と次にあったときに『ワニマ』の話をして」と。

こころの窓を合わせることは、対人援助の基本だが、自分はできていないな、いやそんなこと忘れていたなと痛感しました。情けない情けない。

「私たちの若いときにはスマホなんてなかった。」「おっちゃんはLINEなんか知らんわ」といえば、それで終わりです。「私たちの若いときにはスマホなんてなかった。」「おっちゃんはLINEなんか知らんわ。だから教えて？」と今の子どもたちや若者がどのような世界を生きているのか、一緒に探究できるおっちゃん力が必要だと感じる今日この頃です。

(参考)

静岡新聞SBS

<http://www.at-s.com/news/article/education/etc/376826.html>

平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h28/jittai_html/index.html

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」